

平成29(2017)年度 入学者用

長期履修学生用

# 履修の手引

鳴門教育大学 大学院学校教育研究科

# 目 次

## 第1 履修要領

1 教育職員免許状	3
2 授業	3
3 介護等体験	4
4 長期履修学生支援センター	5
5 長期履修の変更及び学校教員養成プログラムの受講中止について	6
6 学校教員養成プログラム受講におけるプログラム種別の変更について	6
7 履修上のグループについて	6

## 第2 教育職員免許状の取得方法等

1 取得可能教育職員免許状	11
2 幼稚園教諭の普通免許状	
教育職員免許法第5条別表第1による場合	12
幼稚園教諭免許状	15
3 小学校教諭の普通免許状	
教育職員免許法第5条別表第1による場合	16
小学校教諭免許状	19
4 中学校教諭の普通免許状	
教育職員免許法第5条別表第1による場合	20
中学校教諭免許状（国語）	23
中学校教諭免許状（社会）	24
中学校教諭免許状（数学）	25
中学校教諭免許状（理科）	26
中学校教諭免許状（音楽）	27
中学校教諭免許状（美術）	28
中学校教諭免許状（保健体育）	29
中学校教諭免許状（技術）	30
中学校教諭免許状（家庭）	31
中学校教諭免許状（英語）	32
5 高等学校教諭の普通免許状	
教育職員免許法第5条別表第1による場合	33
高等学校教諭一種免許状（国語）	36
高等学校教諭一種免許状（地理歴史）	37
高等学校教諭一種免許状（公民）	38
高等学校教諭一種免許状（数学）	39
高等学校教諭一種免許状（理科）	40
高等学校教諭一種免許状（音楽）	41
高等学校教諭一種免許状（美術）	42
高等学校教諭一種免許状（保健体育）	43
高等学校教諭一種免許状（家庭）	44

高等学校教諭一種免許状（情報）	45
高等学校教諭一種免許状（工業）	46
高等学校教諭一種免許状（英語）	47
6 特別支援学校教諭の普通免許状	
教育職員免許法第5条別表第1による場合	48
特別支援学校教諭免許状	50
7 参考資料	
教育職員免許法（抄）	51
教育職員免許法施行規則（抄）	54

### 第3 学内諸規則（長期履修学生関係）

1 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程	65
2 学校教員養成プログラム受講者の学部において開設する教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目の履修に関する細則	69
3 鳴門教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生規則	70
4 鳴門教育大学大学院学校教育研究科学校教員養成プログラムに関する取扱要項	75
5 鳴門教育大学大学院学校教育研究科学校教員養成プログラム受講におけるプログラム種別の変更に関する申合せ	79

# 第 1 履 修 要 領



この手引は長期履修学生制度を利用して学校教員養成プログラムを受講するみなさんが、教育職員免許状の所要資格を得るための履修要領を説明するものです。

教育職員免許状を取得するには、学部の授業科目を履修する必要があります。また、大学院で修士（教育学）の学位を取得するためには、大学院で定めた所定の単位を修得する必要があります。このため、標準修業年限（2年）の大学院生と異なり3年間の修業年限を要します。標準修業年限の大学院生とは違う手続きが要求されることもありますので、単位修得にあたっては教務担当者等によく相談のうえ、遺漏のないようにしてください。

## 1 教育職員免許状

教育職員免許状の所要資格を得るためには、教育職員免許法第5条別表第1に定められた単位を修得する必要があります。本学で、所要資格を得ることができる教育職員免許状は11ページのとおりであり、各学校・校種の所要資格を得るためには12ページ～50ページに従い、学部の授業科目を履修する必要があります。

ただし、本プログラムの受講者の中には、すでに何らかの教育職員免許状を取得している方がいる一方で、初めて免許状を取得しようとしている方もいます。後者の方でも、大学学部時に修得した単位の一部が免許科目として扱われることもあります。

そこで、本学ではそうした方々に合った個別の履修指導を行っていくために『学力に関する証明書』の提出を求めています。本証明書は、これまでにみなさんが修得してきた教育職員免許状の所要資格を得るための単位数を示す証明書です。個人ごとに異なった履修指導を行う上で重要な証明書になりますので、必ず出身大学で発行してもらい長期履修学生支援センターに提出願います。

また、小学校及び中学校教諭免許状の所要資格を得る方については、介護等の体験を行う必要があります。介護等体験の内容については、4ページに記載していますので参照してください。

## 2 授 業

- (1) 学期、授業の方法、各授業科目の単位、授業時間、単位の授与、成績評価及び試験、履修登録、履修上の一般的留意事項については、学部及び大学院とも共通しています。具体的な内容については、別冊「履修の手引（修士課程）」の9ページ～10ページ及び23ページ及び26ページを参照願います。

ただし、以下の授業科目については、1単位当たりの授業時間数が大学院の授業科目とは異なります。

次の科目については、1単位当たりの時間数が多くなります。

1) 教職に関する科目

\*教育実習（実習に当たる部分）・・・・・・・・45時間

2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

\*体育（実技に当たる部分）・・・・・・・・45時間

\*外国語コミュニケーション（演習）・・・・・・・・30時間

- (2) 履修計画は、3年間にわたって立案することとなりますが、1年目は学部の授業科目のみの履修となります。2年目は学部の授業科目と大学院の授業科目の双方を履修することになり、3年目は主に大学院の授業科目の履修と修士論文の作成に取り組むこととなります。

なお、学部の授業科目を履修登録することができる単位数の上限は、第1年次においては前期26単位及び後期26単位、第2年次及び第3年次においてはそれぞれ前期及び後期を合わせて26単位です。集中講義で開講される科目もこの上限の範囲に収める必要がありますので、この点にも留意し3年間で有効に活用した履修を計画してください。

- (3) 本手引には、1種免許状の所要資格を得るための学部授業科目が記載されています。学部授業科目はその他にも開講されていますが、みなさんが履修できる授業科目は、本手引に掲載されている授業科目のみとなっています。

- ・ただし、特別支援学校教諭免許状の所要資格を得るための授業科目については、特別支援教育専攻の学生に限り履修が認められています。
- ・幼稚園教員養成プログラムの受講者は、保育士試験免除科目の履修が認められていますので、履修を希望する方は、教務担当者等に相談してください。

(4) 教育実習については、次のとおり受講する必要があります。ただし、該当プログラム種別以外への実習は認めていませんのでご注意ください。

また、主免教育実習及び特別支援教育実習を受講するには、「**学校教員養成プログラム受講者の学部において開設する教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目の履修に関する細則**」(69 ページ)に定める必要要件を満たさなければなりません。

実 習 名	実 習 時 期	幼稚園プログラム 実 習 先	小学校プログラム 実 習 先	中学校プログラム 実 習 先
ふれあい実習	1 年次生 9 月	附属幼稚園 附属特別支援学校 鳴門市内の幼稚園	附属小学校 附属特別支援学校 鳴門市内の幼稚園	附属中学校 附属特別支援学校 鳴門市内の幼稚園
附属校園観察実習	2 年次生 6 月	附属幼稚園	附属小学校	附属中学校
主 免 教 育 実 習	2 年次生 9 月	附属幼稚園	附属小学校及び協力校	附属中学校及び協力校
特別支援教育実習	2 年次以降 11 月頃	附属特別支援学校及び県内の特別支援学校のいずれか ※受講できる者は、特別支援教育専攻の学生に限る。		

(5) 教職実践演習（幼・小・中・高）

教職実践演習は、受講者の学びの状況を踏まえ、教員として必要な知識・技能を修得し自ら実践できることを確認するための授業科目であり、3年次に受講します。

この科目の受講者は、1年次より、学修キャリアノートを用いて、自分の履修状況を確認するとともに、教職課程の履修や授業外の様々な活動を通しての自己の学びを省察します。自己の省察や教員の助言・指導によって、不足している知識・技能等を補っていくことになります。

なお、この授業では、主免教育実習において修得した授業力や対応力などの確認も併せて行うため、受講に際しては、主免教育実習とその事前事後指導を履修済みであることが必要です。

上記の趣旨説明に基づき、教職実践演習の履修要件を下記のように定めます。

1. 学修キャリアノートを記入し、教員による確認を定期的に受けていること。
2. 原則として、前年度までに、主免教育実習及び主免教育実習事前事後指導の単位を取得済みであること。

(6) 授業科目の概要、担当教員等は、本学 Web ページ (Live Campus) で確認してください。

なお、受講人数の関係上グループ編成している授業科目があります。詳細は6ページを参照してください。

### 3 介護等体験

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする方（平成10年4月1日以降に入学した者）は、「介護等体験」を行うことが必要です。

#### (1) 介護等体験の概要

介護等体験とは、18歳に達した後、7日間を下らない範囲において特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で行う障害者、高齢者等に対する介護、介助、話し相手、掃除、洗濯などをいいます。また、7日間の内訳は、特殊教育諸学校2日間、社会福祉施設等5日間とすることが望ましいとなっています。本学の場合は、附属特別支援学校で2日間、徳島県内の社会福祉施設等で5日間実施します。

(2) 附属特別支援学校における介護等体験（2日間）について

1年次のふれあい実習における交流実習を1日分としてカウントします。

残りの1日については、運動会や青年学級等の行事（休日利用）に参加することになります。

(3) 社会福祉施設等における介護等体験（5日間）について

1年次の8月～翌年3月の間に連続する5日間（月～金）で実施します。

(4) 介護等体験に必要な事前指導

本学で介護等体験に必要な事前指導を行いますので、必ず受講してください。

未受講の者は介護等体験に参加することができません。

(5) 介護等体験に必要な経費

社会福祉施設等における介護等体験に際しては、必要な経費の徴収を行います。

(6) 介護等体験を行ったことの証明

小学校及び中学校の教育職員免許状の授与申請に当たっては、介護等体験に関する証明書を提出することが必要となります。証明書の様式は法令で定められており、大学が用意します。証明書は、免許状申請まで大学で保管することとなります。

(7) その他

介護等体験に関することは、教務企画課へ問い合わせてください。

## 4 長期履修学生支援センター

長期履修学生支援センターでは、長期履修学生及び長期在学生在（小学校教員養成長期プログラム受講生）のみなさんの修学を中心とする学生生活の支援を行っています。支援内容は次のとおりです。

(1) 長期履修学生支援講座・支援演習

長期履修学生支援講座は、長期履修学生及び長期在学生在が、一日も早く教職への道を歩むことができるようにとの配慮から開設している講座です。1年次の前期に実施しており、教職概論及び教職実践に向けての基礎知識を学びます。

長期履修学生支援演習は、1年次後期に開講され、前期に開講した長期履修学生支援講座で学んだ教職の基礎知識を、演習により着実に身につけることを目指します。

(2) 教育実習

4ページに記載されている教育実習の指導は、本センター教職員が行います。

(3) 履修指導

教務事務担当者が履修指導を行います。特に、教育職員免許状の所要資格を得るために必要とされる単位数については、出身大学での修得状況により異なりますので、自分だけでは判断せず必ず本センターで相談してください。

(4) その他

修学及び学生生活上のどんなことでも結構ですので本センター教員に相談してください。

## 5 長期履修の変更及び学校教員養成プログラムの受講中止について

長期履修学生が何らかの理由において、標準修業年限（2年）への変更を希望する場合は、あらかじめセンター担任及び所属の専攻・コース長の承認を得て、1年次生前期の履修登録期間最終日までに「長期履修変更願」を本センターまで提出してください。

また、同時に学校教員養成プログラムの受講を中止していただく必要がありますので、「学校教員養成プログラム受講中止願」も併せて提出願います。

## 6 学校教員養成プログラム受講におけるプログラム種別の変更について

学校教員養成プログラムの受講者が何らかの理由において、プログラム種別の変更を希望する場合は、1年次生前期の履修登録期間最終日までに「学校教員養成プログラム種別変更願」を本センターに提出してください。

## 7 履修上のグループについて

次の授業科目については、受講人数等の関係上、グループ編成としています。グループ編成をしている授業科目には、「〇〇教育論A」、「〇〇教育論B」・・・というようにA、B、C・・・の区分により示してあります。

長期履修学生については、アルファベットに○印を付しているグループの授業科目を履修してください。

なお、複数のアルファベットに○印を付している授業科目については、すべて受講可能となっています。みなさんの都合に合う授業科目を履修してください。

ただし、本グループは平成29年度に限ります。

授 業 科 目 名	グ ル ー プ 名				
基 礎 情 報 教 育	①		②		
	本授業科目は、いずれのグループも受講が可能ですが、情報機器の台数上、受講制限をする場合があります。授業担当教員と相談の上クラス分けを行います。				
実 践 情 報 教 育 I	①		②		
	本授業科目は、いずれのグループも受講が可能ですが、情報機器の台数上、受講制限をする場合があります。授業担当教員と相談の上クラス分けを行います。				
実 践 情 報 教 育 II	①		②		
	本授業科目は、いずれのグループも受講が可能ですが、情報機器の台数上、受講制限をする場合があります。授業担当教員と相談の上クラス分けを行います。				
英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I	①	②	③	④	⑤
	第1週目を実施するテストによりクラス分けを行います。				
英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II	①	②	③	④	⑤
	英語コース教務委員と相談の上クラス分けを行います。				
英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン III	①	②	③	④	⑤
	英語コース教務委員と相談の上クラス分けを行います。				
英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン IV	①	②	③	④	⑤
	英語コース教務委員と相談の上クラス分けを行います。				
初 等 国 語 科 教 育 論	A		②		
初 等 社 会 科 教 育 論	A		②		
算 数 科 教 育 論	A		②		
初 等 音 楽 科 教 育 論	A		②		
図 画 工 作 科 教 育 論	①		②		
	授業担当教員と相談の上クラス分けを行います。				
特 別 活 動 指 導 論	A		②		
教 育 相 談 論	A		②		
初 等 国 語	A		②		
算 数	A		②		
生 活	A		②		
国 文 学 演 習	①		②		
	授業内容をシラバスで確認し、関心のあるクラスを受講すること。				
図 画 工 作 I	A	B	③	④	
保 育 内 容 ( 表 現 I )	A		②		



## 第2 教育職員免許状の取得方法等



## 1 取得可能教育職員免許状

学校教員養成プログラム受講者が取得できる教育職員免許状は、以下のとおりです。

教育職員免許状の種類	備 考
幼稚園教諭免許状	
小学校教諭免許状	
中学校教諭免許状 〔国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 〕 〔家庭, 英語〕	
高等学校教諭免許状 〔国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 〕 〔家庭, 情報, 工業, 英語〕	
特別支援学校教諭免許状（知的障害者に関する教育の領域, 肢体不自由者に関する教育の領域, 病弱者に関する教育の領域）	特別支援教育専攻の学生に限る

## 2 幼稚園教諭の普通免許状

教育職員免許法第5条別表第1による場合

### 1 基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類	所要資格 基礎資格	最低修得単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
専修免許状	修士の学位	6	35	34
1種免許状	学士の学位	6	35	10
2種免許状	短期大学士の学位	4	27	

(注) 1 「修士の学位」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、かつ、在学中に30単位以上修得した場合も含まれます。

2 「短期大学士の学位」には、大学又は文部科学大臣の指定した教員養成機関を卒業した場合も含まれます。

3 外国の大学または各省庁大学校出身などのため基礎資格として学士の学位がない場合は、1種免許状及び2種免許状が取得できませんので注意してください。  
(修士の学位取得により、専修免許状は取得できます。)

4 別に基礎資格として、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び情報機器の操作各2単位を修得していることを必要とします。

5 最低修得単位数は、幼稚園教諭免許状を授与するために適当と認められた認定課程を有する大学において修得することが必要であり、認定講習等の単位は使用できません。

なお、専修免許状に必要な「教科又は教職に関する科目」34単位のうち24単位については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程で修得することが必要です。

6 2種免許状を有し → 1種免許状  
1種免許状を有し → 専修免許状 } を、この表の規定により取得しようとする場合、取得しようとする免許状に係る最低修得単位数のうち、それぞれ所有している（所要資格を得ている場合も含む。）免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなします。

2 単位の修得方法  
教科に関する科目

科 目	最低修得単位数	
	1 種	2 種
国語，算数，生活，音楽，図画工作及び体育の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得	6	4

教職に関する科目 (注) 1

科 目	左の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	
		1 種	2 種
II 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2
	教員の職務内容（研修，服務及び身分保障等を含む。）		
	進路選択に資する各種の機会の提供等		
III 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	4
	幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		
	教育に関する社会的，制度的又は経営的事項		
IV 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	18	12
	保育内容の指導法 (注) 2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
IV 生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	2	2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
V 教育実習（事前及び事後の指導1単位を含む。）		5	5
VI 教職実践演習		2	2
上記II欄～VI欄の最低修得単位数を含む教職に関する科目の合計単位数		35	27

(注) 1 教職に関する科目は，それぞれ「各科目に含めることが必要な事項」について全ての事項を含んで修得することが必要です。

2 小学校教諭普通免許状の授与資格を有する場合には，「保育内容の指導法」の単位の半数（「教育課程及び指導法に関する科目」欄の最低修得単位数から「教育課程の意義及び編成の方法」及び「教育の方法及び技術」の単位数を控除した半数）までは，小学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法（社会，理科，家庭の指導法を除く。）又は特別活動の指導法の単位を充てることができます。

3 「教育実習」は，幼稚園及び小学校（特別支援学校の幼稚部，小学部を含む。）における実習を中心とし，教育実習の単位数には，教育実習に係る事前及び事後の指導1単位を含みます。

教育実習については，幼稚園又は小学校（特別支援学校の幼稚部又は小学部を含む。）において教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明を有する者は，経験年数1年につき1単位の

割合で表に掲げる教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって替えることができます。

4 小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける資格がある場合

- ① 「教職の意義等に関する科目」については2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教職の意義等に関する科目」の単位を充てることができます。
- ② 「教育の基礎理論に関する科目」については6単位(2種免許状の授与を受ける場合は4単位)まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育の基礎理論に関する科目」の単位を充てることができます。
- ③ 「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」については2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の単位を充てることができます。
- ④ 「教育実習」については3単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位を充てることができます。
- ⑤ 「教職実践演習」については2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教職実践演習」の単位を充てることができます。

**教科又は教職に関する科目**

最 低 修 得 単 位 数			
専修免許状	34	1種免許状	10

(注) 1 専修免許状に必要な「教科又は教職に関する科目」34単位のうち24単位については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」のうち1以上の科目について大学院等で修得することが必要です。

2 1種免許状に必要な「教科又は教職に関する科目」については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加える「教職に関する科目に準ずる科目」のうち1以上の科目について修得することが必要です。

免許状の種類	幼稚園教諭免許状
--------	----------

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)		授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	2 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 ----- 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) ----- 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	◎教職論(2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2	◎人間形成原論(2単位) ☆学校と人間形成(2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	2	2	○発達心理学(2単位) ○教育心理学(2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	2	○教育社会学(2単位) ○教育制度・経営論(2単位) ☆学校制度と教育法規(2単位) ☆学校の組織と集団(2単位) } 1科目選択必修
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	2	◎幼児教育課程論(2単位)
	保育内容の指導法	10	10	◎保育内容(健康)(2単位) ◎保育内容(人間関係)(2単位) ◎保育内容(環境)(2単位) ◎保育内容(言葉)(2単位) ○保育内容(表現Ⅰ)(2単位) ○保育内容(表現Ⅱ)(2単位) } 1科目選択必修 ☆保育内容総論(2単位)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	2	○授業研究論(2単位) ○教育評価論(2単位) ○教育工学(2単位) } 1科目選択必修
	上記必修単位を含む必要修得単位数	18	14	
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	2	2	◎乳幼児心理学(2単位)
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2	◎教育相談論(2単位) ☆発達臨床心理アセスメント(2単位)
第五欄 教育実習		6	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習(1単位) ◎主免教育実習事前事後指導(1単位) ◎主免教育実習(4単位)
第六欄 教職実践演習		2	2	◎教職実践演習(幼・小・中・高)(2単位)
合 計		38	34	

教科に関する科目	6	4	○初等国語(2単位) ○算数(2単位) ○生活(2単位) ○初等音楽Ⅰ(2単位) ☆初等音楽Ⅱ(2単位) ○図画工作Ⅰ(2単位) ☆図画工作Ⅱ(2単位) ○初等体育Ⅰ(2単位) ☆初等体育Ⅱ(2単位)
----------	---	---	--

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	7	0	☆初等中等教科教育実践Ⅰ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ(2単位) ☆学校の危機管理(2単位)
----------------------	---	---	--

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	51	38
---	----	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法(2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ(2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ(1単位) ○英語コミュニケーションⅡ(1単位) ○英語コミュニケーションⅢ(1単位) ○英語コミュニケーションⅣ(1単位) ○英語コミュニケーションⅤ(1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育(2単位) ○実践情報教育Ⅰ(2単位) ○実践情報教育Ⅱ(2単位) ○実践情報教育Ⅲ(2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で幼稚園教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

### 3 小学校教諭の普通免許状

#### 教育職員免許法第5条別表第1による場合

##### 1 基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類	所要資格 基礎資格	最低修得単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
専修免許状	修士の学位	8	41	34
1種免許状	学士の学位	8	41	10
2種免許状	短期大学士の学位	4	31	2

(注) 1 「修士の学位」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、かつ、在学中に30単位以上修得した場合も含まれます。

2 「短期大学士の学位」には、大学又は文部科学大臣の指定した教員養成機関を卒業した場合も含まれます。

3 外国の大学または各省庁大学校出身などのため基礎資格として学士の学位がない場合は、1種免許状及び2種免許状が取得できませんので注意してください。  
(修士の学位取得により、専修免許状は取得できます。)

4 別に基礎資格として、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び情報機器の操作各2単位を修得していることを必要とします。

5 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」の適用を受ける者は、特別支援学校又は社会福祉施設等で7日間の介護等の体験が必要です。

6 最低修得単位数は、小学校教諭免許状を授与するために適当と認められた認定課程を有する大学において修得することが必要であり、認定講習等の単位は使用できません。

なお、専修免許状に必要な「教科又は教職に関する科目」34単位のうち24単位については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程で修得することが必要です。

7 2種免許状を有し → 1種免許状  
1種免許状を有し → 専修免許状 } を、この表の規定により取得しようとする場合、取得しようとする免許状に係る最低修得単位数のうち、それぞれ所有している（所要資格を得ている場合も含む。）免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなします。

2 単位の修得方法  
教科に関する科目

科 目	最低修得単位数	
	1 種	2 種
国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得	8	4

教職に関する科目（注）1

科 目	左の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	
		1 種	2 種
II 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2
III 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	4
IV 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法 1種 国語等9教科の指導法各2単位以上 2種 9教科の指導法のうち6教科の指導法（音楽、図画工作、体育のうち2教科以上を含む。）各2単位以上 道徳の指導法 1種 2単位以上（注）3 2種 1単位以上（注）3 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	22	14
IV 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	4	4
V 教育実習（事前及び事後の指導1単位を含む。）		5	5
VI 教職実践演習		2	2
上記II欄～VI欄の最低修得単位数を含む教職に関する科目の合計単位数		41	31

(注) 1 教職に関する科目は、それぞれ「各科目に含めることが必要な事項」について全ての事項を含んで修得することが必要です。

2 「各教科の指導法」

1種免許状の授与を受ける場合は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科の指導法についてそれぞれ2単位以上修得することが必要です。

2種免許状の授与を受ける場合は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画

工作、家庭及び体育の9教科の指導法のうち6以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上の教科の指導法を含む。）についてそれぞれ2単位以上修得することが必要です。

3 「道徳の指導法」は、1種免許状の授与を受ける場合は2単位以上、2種免許状の授与を受ける場合は1単位以上を修得することが必要です。

4 「教育実習」は、小学校並びに幼稚園、中学校（特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部を含む。）における実習を中心とし、教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導1単位を含みます。

教育実習については、幼稚園又は小学校（特別支援学校の幼稚部又は小学部を含む。）において教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明を有する者は、経験年数1年につき1単位の割合で表に掲げる教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって替えることができます。

5 幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける資格がある場合

① 「教職の意義等に関する科目」については2単位まで、幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教職の意義等に関する科目」の単位を充てることができます。

② 「教育の基礎理論に関する科目」については6単位（2種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで、幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育の基礎理論に関する科目」の単位を充てることができます。

③ 「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」については2単位まで、幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の単位を充てることができます。

④ 「教育実習」については3単位まで、幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位を充てることができます。

⑤ 「教職実践演習」については2単位まで、幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教職実践演習」の単位を充てることができます。

#### 教科又は教職に関する科目

	最	低	修	得	単	位	数
専修免許状	34		1種免許状	10		2種免許状	2

(注) 1 専修免許状に必要な「教科又は教職に関する科目」34単位のうち24単位については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」のうち1以上の科目について大学院等で修得することが必要です。

2 1種免許状又は2種免許状に必要な「教科又は教職に関する科目」については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加える「教職に関する科目に準ずる科目」のうち1以上の科目について修得することが必要です。

免許状の種類 小 学 校 教 諭 免 許 状

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)		授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	2 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	◎教職論(2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2	◎人間形成原論(2単位) ☆学校と人間形成(2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	2	2	○発達心理学(2単位) ○教育心理学(2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	2	○教育社会学(2単位) ○教育制度・経営論(2単位) ☆学校制度と教育法規(2単位) ☆学校の組織と集団(2単位) } 1科目選択必修
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	2	○教育課程論(2単位) ○教科教授学習論(2単位) ☆総合学習論(2単位) } 1科目選択必修
	各教科の指導法 1種: 国語等9教科の指導法各2単位以上 2種: 9教科の指導法のうち6教科の指導法(音楽, 図画工作, 体育のうち2教科以上を含む。)各2単位以上	18	12	◎初等国語科教育論(2単位) ◎初等社会科教育論(2単位) ◎算数科教育論(2単位) ◎初等理科教育論(2単位) ◎生活科教育論(2単位) ◎初等音楽科教育論(2単位) ◎図画工作科教育論(2単位) ◎体育科教育論(2単位) ◎初等家庭科教育論(2単位)
	道徳の指導法	2	2	◎道徳教育指導論(2単位)
	特別活動の指導法	2	2	◎特別活動指導論(2単位)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	2	○授業研究論(2単位) ○教育評価論(2単位) ○教育工学(2単位) } 1科目選択必修
	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2	2
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		2	2	◎教育相談論(2単位) ☆発達臨床心理アセスメント(2単位)
第五欄 教育実習		6	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習(1単位) ◎主免教育実習事前事後指導(1単位) ◎主免教育実習(4単位)
第六欄 教職実践演習		2	2	◎教職実践演習(幼・小・中・高)(2単位)
合 計		46	40	

教科に関する科目	8	4	○初等国語(2単位) ○初等社会(2単位) ○算数(2単位) ○初等理科(2単位) ○生活(2単位) ○初等音楽Ⅰ(2単位) ☆初等音楽Ⅱ(2単位) ○図画工作Ⅰ(2単位) ☆図画工作Ⅱ(2単位) ○初等体育Ⅰ(2単位) ☆初等体育Ⅱ(2単位) ○初等家庭(2単位)
----------	---	---	--

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	5	0	☆初等中等教育実践基礎演習(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ(2単位) ☆学校の危機管理(2単位) ☆小学校英語教育論(2単位)
----------------------	---	---	--

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59	44
---	----	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法(2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ(2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ(1単位) ○英語コミュニケーションⅡ(1単位) ○英語コミュニケーションⅢ(1単位) ○英語コミュニケーションⅣ(1単位) ○英語コミュニケーションⅤ(1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育(2単位) ○実践情報教育Ⅰ(2単位) ○実践情報教育Ⅱ(2単位) ○実践情報教育Ⅲ(2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で小学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

## 4 中学校教諭の普通免許状

### 教育職員免許法第5条別表第1による場合

#### 1 基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類	所要資格 基礎資格	最低修得単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
専修免許状	修士の学位	20	31	32
1種免許状	学士の学位	20	31	8
2種免許状	短期大学士の学位	10	21	4

(注) 1 「修士の学位」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、かつ、在学中に30単位以上修得した場合も含まれます。

2 「短期大学士の学位」には、大学又は文部科学大臣の指定した教員養成機関を卒業した場合も含まれます。

3 外国の大学または各省庁大学校出身などのため基礎資格として学士の学位がない場合は、1種免許状及び2種免許状が取得できませんので注意してください。  
(修士の学位取得により、専修免許状は取得できます。)

4 別に基礎資格として、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び情報機器の操作各2単位を修得していることを必要とします。

5 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」の適用を受ける者は、特別支援学校又は社会福祉施設等で7日間の介護等の体験が必要です。

6 最低修得単位数は、中学校教諭免許状を授与するために適当と認められた認定課程を有する大学において修得することが必要であり、認定講習等の単位は使用できません。

なお、専修免許状に必要な「教科又は教職に関する科目」32単位のうち24単位については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程で修得することが必要です。

7 2種免許状を有し → 1種免許状  
1種免許状を有し → 専修免許状 } を、この表の規定により取得しようとする場合、取得しようとする免許状に係る最低修得単位数のうち、それぞれ所有している（所要資格を得ている場合も含む。）免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなします。

## 2 単位の修得方法

### 教科に関する科目

免許教科の種類に応じ、教科に関する科目について、1種免許状を取得する場合は各1単位以上計20単位、2種免許状を取得する場合は各1単位以上計10単位を修得することが必要です。

### 教職に関する科目（注）1

科 目	左の各科目に含めることが必要な事項		最低修得単位数		
			1 種	2 種	
Ⅱ 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割		2	2	
	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）				
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
Ⅲ 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		6 (5)	4 (3)	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				
Ⅳ 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法		12 (6)	4 (3)	
	各教科の指導法（注）2				
	道徳の指導法	1種			2単位以上（注）3
		2種			1単位以上（注）3
	特別活動の指導法				
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）					
Ⅳ 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法		4 (2)	4 (2)	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
	進路指導の理論及び方法				
Ⅴ 教育実習（事前及び事後の指導1単位を含む。）			5 (3)	5 (3)	
Ⅵ 教職実践演習			2	2	
上記Ⅱ欄～Ⅵ欄の最低修得単位数を含む教職に関する科目の合計単位数			31	21	

(注) 1 教職に関する科目は、それぞれ「各科目に含めることが必要な事項」について全ての事項を含んで修得することが必要です。

2 「各教科の指導法」は取得しようとする免許教科の指導法について修得することが必要です。

3 「道徳の指導法」は、1種免許状の授与を受ける場合は2単位以上、2種免許状の授与を受ける場合は1単位以上を修得することが必要です。

4 「教育実習」は、中学校並びに小学校、高等学校（特別支援学校の中学部、小学部及び高等部を含む。）における実習を中心とし、教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導1単位を含みます。

教育実習については、中学校又は高等学校（特別支援学校の中学部又は高等部を含む。）において教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明を有する者は、経験年数1年につき1単位の割合で表に掲げる教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって替えることができます。

5 幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける資格がある場合

- ① 「教職の意義等に関する科目」については2単位まで、幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教職の意義等に関する科目」の単位を充てることができます。
- ② 「教育の基礎理論に関する科目」については6単位（2種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで、幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育の基礎理論に関する科目」の単位を充てることができます。
- ③ 「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」については2単位まで、幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の単位を充てることができます。
- ④ 「教育実習」については3単位まで、幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位を充てることができます。
- ⑤ 「教職実践演習」については2単位まで、幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教職実践演習」の単位を充てることができます。

6 音楽若しくは美術の免許状を取得する場合には、「教職に関する科目」の単位数の半数までの単位を「教科に関する科目」により修得することができます。この場合には最低修得単位数欄の（ ）内の単位数を修得するとともに、最低修得単位数欄の（ ）外の単位数との差に相当する単位数を、当該教科に係る「教科に関する科目」により修得する必要があります。

教科又は教職に関する科目

	最低修得単位数				
専修免許状	32	1種免許状	8	2種免許状	4

(注) 1 専修免許状に必要な「教科又は教職に関する科目」32単位のうち24単位については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」のうち1以上の科目について大学院等で修得することが必要です。

2 1種免許状又は2種免許状に必要な「教科又は教職に関する科目」については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加える「教職に関する科目に準ずる科目」のうち1以上の科目について修得することが必要です。

免許状の種類 中 学 校 教 諭 免 許 状 (国 語)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)		授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	2 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	◎教職論 (2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2	◎人間形成原論 (2単位) ◎学校と人間形成 (2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	2	2	○発達心理学 (2単位) ○教育心理学 (2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	2	○教育社会学 (2単位) ○教育制度・経営論 (2単位) ◎学校制度と教育法規 (2単位) ◎学校の組織と集団 (2単位) } 1科目選択必修
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	2	○教育課程論 (2単位) ○教科教授学習論 (2単位) ◎総合学習論 (2単位) } 1科目選択必修
	各教科の指導法 (国語)	4	4	◎中等国語科教育論 (2単位) ◎中等国語科教材論 (2単位) ◎中等国語科授業論 (2単位) ◎国語科教育特論 (2単位)
	道徳の指導法	2	2	◎道徳教育指導論 (2単位)
	特別活動の指導法	2	2	◎特別活動指導論 (2単位)
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	2	2	○授業研究論 (2単位) ○教育評価論 (2単位) ○教育工学 (2単位) } 1科目選択必修
	上記必修単位を含む必要修得単位数	12	12	
第五欄 生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2	2	◎生徒指導論 (進路指導を含む。)(2単位)
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2	◎教育相談論 (2単位) ◎発達臨床心理アセスメント (2単位)
第五欄 教育実習		6	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習 (1単位) ◎主免教育実習事前事後指導 (1単位) ◎主免教育実習 (4単位)
第六欄 教職実践演習		2	2	◎教職実践演習 (幼・小・中・高) (2単位)
上記必修単位を含む教職に関する科目合計		32	32	

教科に関する科目

国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	2	2	◎国語学概論 (音声言語・文章表現を含む。)(2単位) ◎国語学Ⅰ (2単位) ◎国語学Ⅱ (2単位) ◎国語学特論Ⅰ (2単位) ◎国語学特論Ⅱ (2単位) ◎国語学・文学総合演習Ⅰ (国語学) (2単位)
国文学 (国文学史を含む。)	2	2	◎国文学概論 (国文学史を含む。)(2単位) ◎国文学Ⅰ (2単位) ◎国文学Ⅱ (2単位) ◎国文学特論Ⅰ (2単位) ◎国文学特論Ⅱ (2単位) ◎国語学・文学総合演習Ⅱ (国文学) (2単位) ◎国文学演習 (2単位)
漢文学	2	2	◎漢文学概論 (2単位) ◎国語学・文学総合演習Ⅲ (漢文学) (2単位)
書道 (書写を中心とする。)	2	2	◎書写Ⅰ (2単位) ◎書写Ⅱ (2単位) ◎書写Ⅲ (1単位)
上記必修単位を含む教科に関する科目合計	20	10	

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	7	0	◎初等中等教育実践基礎演習 (2単位) ◎初等中等教科教育実践Ⅰ (2単位) ◎初等中等教科教育実践Ⅱ (2単位) ◎初等中等教科教育実践Ⅲ (2単位) ◎学校の危機管理 (2単位)
----------------------	---	---	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59	42
---	----	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法 (2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ (2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ (2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ (1単位) ○英語コミュニケーションⅡ (1単位) ○英語コミュニケーションⅢ (1単位) ○英語コミュニケーションⅣ (1単位) ○英語コミュニケーションⅤ (1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育 (2単位) ○実践情報教育Ⅰ (2単位) ○実践情報教育Ⅱ (2単位) ○実践情報教育Ⅲ (2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で中学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 中 学 校 教 諭 免 許 状 (社 会)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)		授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	2 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む.) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	◎教職論 (2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2	◎人間形成原論 (2単位) ☆学校と人間形成 (2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程を含む.)	2	2	○発達心理学 (2単位) ○教育心理学 (2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	2	○教育社会学 (2単位) ○教育制度・経営論 (2単位) ☆学校制度と教育法規 (2単位) ☆学校の組織と集団 (2単位) } 1科目選択必修
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	2	○教育課程論 (2単位) ○教科教授学習論 (2単位) ☆総合学習論 (2単位) } 1科目選択必修
	各教科の指導法 (社会)	4	4	◎中等社会科教育論 (2単位) ◎中等社会科授業論 (2単位) ☆社会科・地理歴史科教材論 (2単位) ☆社会科・公民科教材論 (2単位)
	道徳の指導法	2	2	◎道徳教育指導論 (2単位)
	特別活動の指導法	2	2	◎特別活動指導論 (2単位)
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む.)	2	2	○授業研究論 (2単位) ○教育評価論 (2単位) ○教育工学 (2単位) } 1科目選択必修
	上記必修単位数を含む必要修得単位数	12	12	
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2	2	◎生徒指導論 (進路指導を含む.) (2単位)
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む.) の理論及び方法	2	2	◎教育相談論 (2単位) ☆発達臨床心理アセスメント (2単位)
第五欄 教育実習		6	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習 (1単位) ◎主免教育実習事前事後指導 (1単位) ◎主免教育実習 (4単位)
第六欄 教職実践演習		2	2	◎教職実践演習 (幼・小・中・高) (2単位)
上記必修単位数を含む教職に関する科目合計		32	32	

教科に関する科目

日本史及び外国史		2	2	◎日本史学概論 (1単位) ☆日本史学特論Ⅰ (古代・中世) (2単位) ☆日本史学特論Ⅱ (近世・近代) (2単位) ◎外国史概論 (1単位) ☆外国史特論 (2単位) ☆考古学 (2単位) ☆史学演習 (2単位) ☆史料講読 (2単位)
地理学 (地誌を含む.)		2	2	☆人文地理学特論 (2単位) ☆自然地理学特論 (2単位) ◎地理学概論 (1単位) ☆地理学演習 (2単位) ☆地理学実習 (1単位) ☆地理学野外実習 (1単位) ◎地誌学概論 (1単位) ☆地誌学特論 (2単位) ☆地図学概論 (2単位)
「法学, 政治学」		2	2	◎法学概論 (国際法を含む.) (2単位) ☆法学特論 (2単位) ☆法学演習 (2単位)
「社会学, 経済学」		2	2	○社会学概論 (2単位) ○経済学概論 (2単位) } 1科目選択必修 ☆社会学特論 (2単位) ☆社会学演習 (2単位) ☆社会学実習 (2単位) ☆社会学野実習 (2単位) ☆社会学演習 (2単位) ☆社会学演習 (2単位) ☆社会学演習 (2単位)
「哲学, 倫理学, 宗教学」		2	2	◎哲学・倫理学概論 (2単位) ☆哲学・倫理学特論 (2単位) ☆哲学・倫理学演習 (2単位)
上記必修単位数を含む教科に関する科目合計		20	10	

教科又は教職に関する科目 (※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目		7	0	☆初等中等教育実践基礎演習 (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ (2単位) ☆学校の危機管理 (2単位)
----------------------	--	---	---	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59	42
---	----	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法 (2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ (2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ (2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ (1単位) ○英語コミュニケーションⅡ (1単位) ○英語コミュニケーションⅢ (1単位) ○英語コミュニケーションⅣ (1単位) ○英語コミュニケーションⅤ (1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育 (2単位) ○実践情報教育Ⅰ (2単位) ○実践情報教育Ⅱ (2単位) ○実践情報教育Ⅲ (2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で中学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は、教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 中 学 校 教 諭 免 許 状 (数 学)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)		授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	2 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む.) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	◎教職論 (2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2	◎人間形成原論 (2単位) ☆学校と人間形成 (2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む.)	2	2	○発達心理学 (2単位) ○教育心理学 (2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	2	○教育社会学 (2単位) ○教育制度・経営論 (2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規 (2単位) ☆学校の組織と集団 (2単位)
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	2	○教育課程論 (2単位) ○教科教授学習論 (2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論 (2単位)
	各教科の指導法 (数学)	4	4	◎数学科教育論 (2単位) ◎数学科教材論 (2単位) ☆数学科授業論 (2単位) ☆数学科教育学特論 (2単位)
	道徳の指導法	2	2	◎道徳教育指導論 (2単位)
	特別活動の指導法	2	2	◎特別活動指導論 (2単位)
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む.)	2	2	○授業研究論 (2単位) ○教育評価論 (2単位) } 1科目選択必修 ○教育工学 (2単位)
	上記必修単位を含む必要修得単位数	12	12	
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2	2	◎生徒指導論 (進路指導を含む.) (2単位)
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む.) の理論及び方法	2	2	◎教育相談論 (2単位) ☆発達臨床心理アセスメント (2単位)
第五欄 教育実習		6	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習 (1単位) ◎主免教育実習事前事後指導 (1単位) ◎主免教育実習・(4単位)
第六欄 教職実践演習		2	2	◎教職実践演習 (幼・小・中・高) (2単位)
上記必修単位を含む教職に関する科目合計		32	32	

教科に関する科目

代数学	2	2	◎代数学Ⅰ (2単位) ☆代数学Ⅱ (2単位) ☆代数学Ⅲ (2単位) ☆代数学特論 (2単位)	
幾何学	2	2	◎幾何学Ⅰ (2単位) ☆幾何学Ⅱ (2単位) ☆幾何学Ⅲ (2単位) ☆幾何学特論 (2単位)	
解析学	2	2	◎解析学Ⅰ (2単位) ☆解析学Ⅱ (2単位) ☆解析学Ⅲ (2単位) ☆解析学特論 (2単位)	
「確率論, 統計学」	2	2	◎確率・統計学 (2単位) ☆確率・統計学特論 (2単位)	
コンピュータ	2	2	◎計算数学 (2単位) ☆計算数学特論 (2単位)	
上記必修単位を含む教科に関する科目合計		20	10	

教科又は教職に関する科目 (※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	7	0	☆初等中等教育実践基礎演習 (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ (2単位) ☆学校の危機管理 (2単位)
----------------------	---	---	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59	42
---	----	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法 (2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ (2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ (2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ (1単位) ○英語コミュニケーションⅡ (1単位) ○英語コミュニケーションⅢ (1単位) ○英語コミュニケーションⅣ (1単位) ○英語コミュニケーションⅤ (1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育 (2単位) ○実践情報教育Ⅰ (2単位) ○実践情報教育Ⅱ (2単位) ○実践情報教育Ⅲ (2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で中学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 中 学 校 教 諭 免 許 状 (理 科)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)		授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	2 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	◎教職論(2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2	◎人間形成原論(2単位) ☆学校と人間形成(2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程を含む。)	2	2	○発達心理学(2単位) ○教育心理学(2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	2	○教育社会学(2単位) ○教育制度・経営論(2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規(2単位) ☆学校の組織と集団(2単位)
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	2	○教育課程論(2単位) ○教科教授学習論(2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論(2単位)
	各教科の指導法(理科)	2	2	◎中等理科教育論Ⅰ(2単位) ☆中等理科教育論Ⅱ(2単位) ☆中等理科教育論Ⅲ(2単位) ☆中等理科教育論Ⅳ(2単位)
	道徳の指導法	2	2	◎道徳教育指導論(2単位)
	特別活動の指導法	2	2	◎特別活動指導論(2単位)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	2	○授業研究論(2単位) ○教育評価論(2単位) } 1科目選択必修 ○教育工学(2単位)
	上記必修単位を含む必要修得単位数	12	10	
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2	2	◎生徒指導論(進路指導を含む。)(2単位)
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	2	2	◎教育相談論(2単位) ☆発達臨床心理アセスメント(2単位)
第五欄 教育実習		6	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習(1単位) ◎主免教育実習事前事後指導(1単位) ◎主免教育実習(4単位)
第六欄 教職実践演習		2	2	◎教職実践演習(幼・小・中・高)(2単位)
上記必修単位を含む教職に関する科目合計		32	30	

教科に関する科目

物理学	1	1	◎中等理科(物理学分野)(1単位) ☆物理学Ⅰ(2単位) ☆物理学Ⅱ(2単位) ☆物理学Ⅲ(2単位)	
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	1	○物理学実験Ⅰ(1単位) ○物理学実験Ⅱ(1単位) } 1科目選択必修	
化学	1	1	◎中等理科(化学分野)(1単位) ☆化学Ⅰ(2単位) ☆化学Ⅱ(2単位) ☆化学Ⅲ(2単位)	
化学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	1	○化学実験Ⅰ(1単位) ○化学実験Ⅱ(1単位) } 1科目選択必修	
生物学	1	1	◎中等理科(生物学分野)(1単位) ☆生物学Ⅰ(2単位) ☆生物学Ⅱ(2単位) ☆生物学Ⅲ(2単位)	
生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	1	○生物学実験Ⅰ(1単位) ○生物学実験Ⅱ(1単位) } 1科目選択必修	
地学	1	1	◎中等理科(地学分野)(1単位) ☆地学Ⅰ(2単位) ☆地学Ⅱ(2単位) ☆地学Ⅲ(2単位)	
地学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	1	○地学実験Ⅰ(野外実習)(1単位) ○地学実験Ⅱ(1単位) } 1科目選択必修	
上記必修単位を含む教科に関する科目合計		20	10	

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	7	0	☆初等中等教育実践基礎演習(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ(2単位) ☆学校の危機管理(2単位)
----------------------	---	---	--

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59	40
---	----	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法(2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ(2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ(1単位) ○英語コミュニケーションⅡ(1単位) ○英語コミュニケーションⅢ(1単位) ○英語コミュニケーションⅣ(1単位) ○英語コミュニケーションⅤ(1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育(2単位) ○実践情報教育Ⅰ(2単位) ○実践情報教育Ⅱ(2単位) ○実践情報教育Ⅲ(2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で中学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 中 学 校 教 諭 免 許 状 (音 楽)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)		授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	2 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	◎教職論(2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2	◎人間形成原論(2単位) ☆学校と人間形成(2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程を含む。)	2	2	○発達心理学(2単位) ○教育心理学(2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	2	○教育社会学(2単位) ○教育制度・経営論(2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規(2単位) ☆学校の組織と集団(2単位)
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	2	○教育課程論(2単位) ○教科教授学習論(2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論(2単位)
	各教科の指導法(音楽)	4	4	◎中等音楽科教育論(2単位) ◎中等音楽科授業論(2単位) ☆中等音楽科教材論(2単位) ☆中等音楽科教育特論(2単位)
	道徳の指導法	2	2	◎道徳教育指導論(2単位)
	特別活動の指導法	2	2	◎特別活動指導論(2単位)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	2	○授業研究論(2単位) ○教育評価論(2単位) } 1科目選択必修 ○教育工学(2単位)
	上記必修単位を含む必要修得単位数	12	12	
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2	2	◎生徒指導論(進路指導を含む。)(2単位)
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	2	2	◎教育相談論(2単位) ☆発達臨床心理アセスメント(2単位)
第五欄 教育実習		6	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習(1単位) ◎主免教育実習事前事後指導(1単位) ◎主免教育実習(4単位)
第六欄 教職実践演習		2	2	◎教職実践演習(幼・小・中・高)(2単位)
上記必修単位を含む教職に関する科目合計		32	32	

教科に関する科目

ソルフェージュ		2	2	◎ソルフェージュ(2単位)
声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)		2	2	◎声楽(合唱を含む。)(1単位) ◎日本の伝統音楽(日本の伝統的な歌唱を含む。)(1単位) ☆声楽基礎Ⅰ(2単位) ☆声楽基礎Ⅱ(2単位) ☆歌唱法Ⅰ(1単位) ☆歌唱法Ⅱ(1単位)
器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		2	2	◎器楽(合奏及び伴奏を含む。)(1単位) ◎日本の伝統音楽(和楽器)(1単位) ☆ピアノ基礎Ⅰ(2単位) ☆ピアノ基礎Ⅱ(2単位) ☆ピアノⅠ(1単位) ☆ピアノⅡ(1単位) ☆管弦打楽器基礎Ⅰ(2単位) ☆管弦打楽器基礎Ⅱ(2単位) ☆管弦打楽器Ⅰ(1単位) ☆管弦打楽器Ⅱ(1単位)
指揮法		2	2	◎指揮法(2単位) ☆指揮Ⅰ(2単位) ☆指揮Ⅱ(2単位) ☆合唱(2単位) ☆合奏(2単位)
音楽理論, 作曲法(編曲法を含む。) 及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		2	2	◎音楽の理論と歴史(作曲法・編曲法及び日本伝統音楽・ 諸民族音楽を含む。)(2単位) ☆音楽通論Ⅰ(2単位) ☆音楽通論Ⅱ(2単位) ☆作曲法Ⅰ(2単位) ☆作曲法Ⅱ(2単位)
上記必修単位を含む教科に関する科目合計		20	10	

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目		7	0	☆初等中等教育実践基礎演習(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ(2単位) ☆学校の危機管理(2単位)
----------------------	--	---	---	--

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59	42
---	----	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法(2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ(2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ(1単位) ○英語コミュニケーションⅡ(1単位) ○英語コミュニケーションⅢ(1単位) ○英語コミュニケーションⅣ(1単位) ○英語コミュニケーションⅤ(1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育(2単位) ○実践情報教育Ⅰ(2単位) ○実践情報教育Ⅱ(2単位) ○実践情報教育Ⅲ(2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で中学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 中 学 校 教 諭 免 許 状 (美 術)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)		授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	2 種	
第二欄	教職の意義等に関する科目 教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	◎教職論 (2単位)
第三欄	教育の基礎理論に関する科目 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2	◎人間形成原論 (2単位) ☆学校と人間形成 (2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程を含む。)	2	2	○発達心理学 (2単位) ○教育心理学 (2単位) } 1科目選択必修
第四欄	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	2	○教育社会学 (2単位) ○教育制度・経営論 (2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規 (2単位) ☆学校の組織と集団 (2単位)
	教育課程の意義及び編成の方法	2	2	○教育課程論 (2単位) ○教科教授学習論 (2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論 (2単位)
	教育課程及び指導法に関する科目 各教科の指導法 (美術)	4	4	◎美術科教育論 (2単位) ◎美術科授業論 (2単位) ☆美術科教材論 (2単位) ☆美術科教育特論 (2単位)
	道徳の指導法	2	2	◎道徳教育指導論 (2単位)
	特別活動の指導法	2	2	◎特別活動指導論 (2単位)
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	2	2	○授業研究論 (2単位) ○教育評価論 (2単位) } 1科目選択必修 ○教育工学 (2単位)
第五欄	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目 生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2	2	◎生徒指導論 (進路指導を含む。)(2単位)
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2	◎教育相談論 (2単位) ☆発達臨床心理アセスメント (2単位)
第五欄	教育実習	6	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習 (1単位) ◎主免教育実習事前事後指導 (1単位) ◎主免教育実習 (4単位)
第六欄	教職実践演習	2	2	◎教職実践演習 (幼・小・中・高) (2単位)
上記必修単位を含む教職に関する科目合計		32	32	

教科に関する科目

絵画 (映像メディア表現を含む。)	2	2	◎絵画Ⅰ (2単位) ☆絵画Ⅱ (2単位) ☆絵画材料研究 (2単位) ☆絵画特別演習Ⅰ (2単位) ☆絵画特別演習Ⅱ (2単位) ☆素描 (2単位)
彫刻	2	2	◎彫刻Ⅰ (2単位) ☆彫刻Ⅱ (2単位) ☆彫刻材料研究 (2単位) ☆彫刻特別演習 (2単位)
デザイン (映像メディア表現を含む。)	2	2	◎構成・デザインⅠ (2単位) ☆構成・デザインⅡ (2単位) ☆構成・デザイン材料研究 (2単位) ☆構成・デザイン特別演習 (2単位)
工芸	2	2	◎工芸Ⅰ (2単位) ☆工芸Ⅱ (2単位) ☆工芸材料研究 (2単位) ☆工芸特別演習 (2単位)
美術理論及び美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	2	2	◎美術理論・美術史Ⅰ (2単位) ☆美術理論・美術史Ⅱ (2単位) ☆美術史演習 (2単位)
上記必修単位を含む教科に関する科目合計	20	10	

教科又は教職に関する科目 (※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	7	0	☆初等中等教育実践基礎演習 (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ (2単位) ☆学校の危機管理 (2単位)
----------------------	---	---	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59	42
---	----	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法 (2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ (2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ (2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ (1単位) ○英語コミュニケーションⅡ (1単位) ○英語コミュニケーションⅢ (1単位) ○英語コミュニケーションⅣ (1単位) ○英語コミュニケーションⅤ (1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育 (2単位) ○実践情報教育Ⅰ (2単位) ○実践情報教育Ⅱ (2単位) ○実践情報教育Ⅲ (2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で中学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低必修単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 中 学 校 教 諭 免 許 状 (保健体育)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)		授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	2 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	◎教職論 (2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2	◎人間形成原論 (2単位) ☆学校と人間形成 (2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	2	2	○発達心理学 (2単位) ○教育心理学 (2単位) } 1科目選択必修
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	2	○教育社会学 (2単位) ○教育制度・経営論 (2単位) ☆学校制度と教育法規 (2単位) ☆学校の組織と集団 (2単位)
	教育課程の意義及び編成の方法	2	2	○教育課程論 (2単位) ○教科教授学習論 (2単位) ☆総合学習論 (2単位)
	各教科の指導法 (保健体育) 1種: 保健体育科教育論 I, II, III必修 2種: 保健体育科教育論 I, II必修	6	4	◎保健体育科教育論 I (2単位) ◎保健体育科教育論 II (2単位) ◎ (1種) ☆ (2種) 保健体育科教育論 III (2単位) ☆保健体育科教育論 IV (2単位)
	道徳の指導法 特別活動の指導法	2	2	◎道徳教育指導論 (2単位) ◎特別活動指導論 (2単位)
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	2	2	○授業研究論 (2単位) ○教育評価論 (2単位) ○教育工学 (2単位) } 1科目選択必修
	上記必修単位を含む必要修得単位数	14	12	
第五欄 生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2	2	◎生徒指導論 (進路指導を含む。)(2単位)
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2	◎教育相談論 (2単位) ☆発達臨床心理アセスメント (2単位)
第五欄 教育実習		6	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習 (1単位) ◎主免教育実習事前事後指導 (1単位) ◎主免教育実習 (4単位)
第六欄 教職実践演習		2	2	◎教職実践演習 (幼・小・中・高) (2単位)
合 計		34	32	

教科に関する科目

体育実技		6	6	○運動方法 I (2単位) ○運動方法 II (2単位) ○運動方法 III (2単位) ○運動方法 IV (2単位) ○運動方法 V (1単位) ○運動方法 VI (2単位) ○武道実習 I (1単位) ○武道実習 II (1単位) } 1科目選択必修 3単位選択必修
「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学, 体育史」及び運動学 (運動方法学を含む。)		2	2	○体育哲学 I (1単位) ○体育哲学 II (1単位) ○体育心理学 I (1単位) ○体育心理学 II (1単位) ○体育経営管理学 I (1単位) ○体育経営管理学 II (1単位) ○体育社会学 I (1単位) ○体育社会学 II (1単位) ◎運動学 I (1単位) ☆運動学 II (1単位) ☆運動制御論 (2単位) ☆バイオメカニクス (2単位)
生理学 (運動生理学を含む。)		1	1	◎生理学 I (1単位) ☆生理学 II (1単位)
衛生学及び公衆衛生学		1	1	◎衛生学・公衆衛生学 I (1単位) ☆衛生学・公衆衛生学 II (1単位)
学校保健 (小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。)		1	1	◎学校保健 I (1単位) ☆学校保健 II (1単位)
上記必修単位を含む教科に関する科目合計		20	11	

教科又は教職に関する科目 (※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目		5	0	☆初等中等教育実践基礎演習 (2単位) ☆初等中等教科教育実践 I (2単位) ☆初等中等教科教育実践 II (2単位) ☆初等中等教科教育実践 III (2単位) ☆学校の危機管理 (2単位)
----------------------	--	---	---	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59	43
---	----	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法 (2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学 I (2単位) ○健康・スポーツ科学 II (2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーション I (1単位) ○英語コミュニケーション II (1単位) ○英語コミュニケーション III (1単位) ○英語コミュニケーション IV (1単位) ○英語コミュニケーション V (1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育 (2単位) ○実践情報教育 I (2単位) ○実践情報教育 II (2単位) ○実践情報教育 III (2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で中学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 中 学 校 教 諭 免 許 状 (技 術)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)		授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	2 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	◎教職論 (2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2	◎人間形成原論 (2単位) ☆学校と人間形成 (2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程を含む。)	2	2	○発達心理学 (2単位) ○教育心理学 (2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	2	○教育社会学 (2単位) ○教育制度・経営論 (2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規 (2単位) ☆学校の組織と集団 (2単位)
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	2	○教育課程論 (2単位) ○教科教授学習論 (2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論 (2単位)
	各教科の指導法 (技術)	2	2	◎技術科教育論Ⅰ (2単位) ☆技術科教育論Ⅱ (2単位) ☆技術科教育論演習Ⅰ (2単位) ☆技術科教育論演習Ⅱ (2単位)
	道徳の指導法	2	2	◎道徳教育指導論 (2単位)
	特別活動の指導法	2	2	◎特別活動指導論 (2単位)
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	2	2	○授業研究論 (2単位) ○教育評価論 (2単位) } 1科目選択必修 ○教育工学 (2単位)
	上記必修単位を含む必要修得単位数	12	10	
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2	2	◎生徒指導論 (進路指導を含む。)(2単位)
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2	◎教育相談論 (2単位) ☆発達臨床心理アセスメント (2単位)
第五欄 教育実習		6	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習 (1単位) ◎主免教育実習事前事後指導 (1単位) ◎主免教育実習 (4単位)
第六欄 教職実践演習		2	2	◎教職実践演習 (幼・小・中・高) (2単位)
上記必修単位を含む教職に関する科目合計		32	30	

教科に関する科目

木材加工 (製図及び実習を含む。)	1	1	◎材料加工Ⅰ (木材加工, 製図及び実習を含む。)(1単位) ☆木材及び木質材料学 (2単位) ☆生物材料機械学 (2単位)
金属加工 (製図及び実習を含む。)	1	1	◎材料加工Ⅱ (金属加工, 製図及び実習を含む。)(1単位) ☆工業材料概論 (2単位) ☆機械加工学 (2単位)
機械 (実習を含む。)	2	2	◎機械基礎 (実習を含む。)(2単位) ☆機械の力学Ⅰ (2単位) ☆機械の力学Ⅱ (2単位) ☆機械工学演習 (2単位) ☆設計製図 (2単位)
電気 (実習を含む。)	2	2	◎電気基礎 (実習を含む。)(2単位) ☆電気工学 (2単位) ☆電子工学 (2単位)
栽培 (実習を含む。)	2	2	◎栽培 (実習を含む。)(2単位)
情報とコンピュータ (実習を含む。)	2	2	◎情報技術基礎 (実習を含む。)(2単位) ☆情報処理 (2単位)
上記必修単位を含む教科に関する科目合計	20	10	

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	7	0	☆初等中等教育実践基礎演習 (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ (2単位) ☆学校の危機管理 (2単位)
----------------------	---	---	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59	40
---	----	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法 (2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ (2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ (2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ (1単位) ○英語コミュニケーションⅡ (1単位) ○英語コミュニケーションⅢ (1単位) ○英語コミュニケーションⅣ (1単位) ○英語コミュニケーションⅤ (1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育 (2単位) ○実践情報教育Ⅰ (2単位) ○実践情報教育Ⅱ (2単位) ○実践情報教育Ⅲ (2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で中学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 中 学 校 教 諭 免 許 状 (家 庭)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)		授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	2 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	◎教職論(2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2	◎人間形成原論(2単位) ☆学校と人間形成(2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	2	2	○発達心理学(2単位) ○教育心理学(2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	2	○教育社会学(2単位) ○教育制度・経営論(2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規(2単位) ☆学校の組織と集団(2単位)
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	2	○教育課程論(2単位) ○教科教授学習論(2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論(2単位)
	各教科の指導法(家庭)	4	4	◎中等家庭科教育論(2単位) ◎中等家庭科授業論(2単位) ☆中等家庭科教材論(2単位) ☆中等家庭科教育特論(2単位)
	道徳の指導法	2	2	◎道徳教育指導論(2単位)
	特別活動の指導法	2	2	◎特別活動指導論(2単位)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	2	○授業研究論(2単位) ○教育評価論(2単位) } 1科目選択必修 ○教育工学(2単位)
	上記必修単位を含む必要修得単位数	12	12	
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2	2	◎生徒指導論(進路指導を含む。)(2単位)
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2	◎教育相談論(2単位) ☆発達臨床心理アセスメント(2単位)
第五欄 教育実習		6	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習(1単位) ◎主免教育実習事前事後指導(1単位) ◎主免教育実習(4単位)
第六欄 教職実践演習		2	2	◎教職実践演習(幼・小・中・高)(2単位)
上記必修単位を含む教職に関する科目合計		32	32	

教科に関する科目

家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	2	2	◎家庭経営学概論(家族関係学及び家庭経済学を含む。)(2単位) ☆家族論(2単位) ☆消費者経済学(2単位) ☆家庭経営学演習(2単位)	
被服学(被服製作実習を含む。)	2	2	◎被服学概論(被服製作実習を含む。)(2単位) ☆衣生活学(2単位) ☆被服学実験(1単位) ☆被服構成実習(1単位)	
食物学(栄養学, 食品学及び調理実習を含む。)	2	2	◎食物学概論(栄養学, 食品学及び調理実習を含む。)(2単位) ☆栄養学(小児栄養学を含む。)(2単位) ☆食品学(2単位) ☆調理実習(1単位) ☆食物学実験(1単位)	
住居学	2	2	◎住居学概論(製図を含む。)(2単位) ☆住生活学(2単位) ☆住居設計・製図(2単位)	
保育学(実習を含む。)	2	2	◎保育学(実習及び家庭看護を含む。)(2単位)	
上記必修単位を含む教科に関する科目合計		20	10	

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	7	0	☆初等中等教育実践基礎演習(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ(2単位) ☆学校の危機管理(2単位)
----------------------	---	---	--

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59	42
---	----	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法(2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ(2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ(1単位) ○英語コミュニケーションⅡ(1単位) ○英語コミュニケーションⅢ(1単位) ○英語コミュニケーションⅣ(1単位) ○英語コミュニケーションⅤ(1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育(2単位) ○実践情報教育Ⅰ(2単位) ○実践情報教育Ⅱ(2単位) ○実践情報教育Ⅲ(2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で中学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 中 学 校 教 諭 免 許 状 (英 語)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)		授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	2 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	◎教職論(2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2	◎人間形成原論(2単位) ☆学校と人間形成(2単位)
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	2	2	○発達心理学(2単位) ○教育心理学(2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	2	2	○教育社会学(2単位) ○教育制度・経営論(2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規(2単位) ☆学校の組織と集団(2単位)
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	2	○教育課程論(2単位) ○教科教授学習論(2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論(2単位)
	各教科の指導法(英語)	4	4	◎英語科教育論Ⅰ(2単位) ◎英語科教育論Ⅱ(2単位) ☆英語科教育論Ⅲ(2単位) ☆英語科教育論Ⅳ(2単位)
	道徳の指導法	2	2	◎道徳教育指導論(2単位)
	特別活動の指導法	2	2	◎特別活動指導論(2単位)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	2	○授業研究論(2単位) ○教育評価論(2単位) } 1科目選択必修 ○教育工学(2単位)
	上記必修単位を含む必要修得単位数	12	12	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2	2	◎生徒指導論(進路指導を含む。)(2単位)
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2	◎教育相談論(2単位) ☆発達臨床心理アセスメント(2単位)
第五欄 教育実習		6	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習(1単位) ◎主免教育実習事前事後指導(1単位) ◎主免教育実習(4単位)
第六欄 教職実践演習		2	2	◎教職実践演習(幼・小・中・高)(2単位)
上記必修単位を含む教職に関する科目合計		32	32	

教科に関する科目

英語学		6	4	◎英語基礎研究(2単位) ◎英語学概論(2単位) ◎(1種)☆(2種)学習英文法(2単位) ☆英語音声学(2単位) ☆英語学研究Ⅰ(2単位) ☆英語学研究Ⅱ(2単位) ☆英語学研究Ⅲ(2単位)
英米文学 1種:英米文学史又は米文学史から1科目選択必修		4	2	◎英文講読(2単位) ○(1種)☆(2種)英文学史(2単位) ○(1種)☆(2種)米文学史(2単位) ☆英米文学研究Ⅰ(2単位) ☆英米文学研究Ⅱ(2単位)
英語コミュニケーション		6	2	◎英語オーラルコミュニケーションⅠ(2単位) ◎(1種)☆(2種)英語オーラルコミュニケーションⅡ(2単位) ◎(1種)☆(2種)ライティングⅠ(2単位) ☆ライティングⅡ(2単位)
異文化理解		2	2	◎比較文化研究Ⅰ(2単位) ☆比較文化研究Ⅱ(2単位)
上記必修単位を含む教科に関する科目合計		20	10	

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目		7	0	☆初等中等教育実践基礎演習(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ(2単位) ☆学校の危機管理(2単位)
----------------------	--	---	---	--

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59	42
---	----	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法(2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ(2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ(1単位) ○英語コミュニケーションⅡ(1単位) ○英語コミュニケーションⅢ(1単位) ○英語コミュニケーションⅣ(1単位) ○英語コミュニケーションⅤ(1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育(2単位) ○実践情報教育Ⅰ(2単位) ○実践情報教育Ⅱ(2単位) ○実践情報教育Ⅲ(2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で中学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は、教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

## 5 高等学校教諭の普通免許状

### 教育職員免許法第5条別表第1による場合

#### 1 基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類	所要資格 基礎資格	最低修得単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
専修免許状	修士の学位	20	23	40
1種免許状	学士の学位	20	23	16

(注) 1 「修士の学位」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、かつ、在学中に30単位以上修得した場合も含まれます。

2 外国の大学または各省庁大学校出身などのため基礎資格として学士の学位がない場合は、1種免許状が取得できませんので注意してください。

（修士の学位取得により、専修免許状は取得できます。）

3 別に基礎資格として、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び情報機器の操作各2単位を修得していることを必要とします。

4 最低修得単位数は、高等学校教諭免許状を授与するために適当と認められた認定課程を有する大学において修得することが必要であり、認定講習等の単位は使用できません。

なお、専修免許状に必要な「教科又は教職に関する科目」40単位のうち24単位については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程で修得することが必要です。

5 1種免許状を有し → 専修免許状を、この表の規定により取得しようとする場合は、専修免許状に係る最低修得単位数のうち、1種免許状（所要資格を得ている場合も含む。）に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなし、「教科又は教職に関する科目」24単位を大学院の課程又は大学の専攻科の課程で修得することが必要です。

## 2 単位の修得方法

### 教科に関する科目

免許教科の種類に応じ、教科に関する科目について、1種免許状を取得する場合は各1単位以上計20単位を修得する必要があります。

### 教職に関する科目（注）1

科 目	左の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数
		1 種
II 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2
	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	
	進路選択に資する各種の機会の提供等	
III 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6 (4)
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
IV 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	6 (4)
	各教科の指導法（注）2	
	特別活動の指導法	
IV 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4 (2)
	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
IV 進路指導の理論及び方法	進路指導の理論及び方法	4 (2)
	進路指導の理論及び方法	
V 教育実習（事前及び事後の指導1単位を含む。）		3 (2)
VI 教職実践演習		2
上記II欄～VI欄の最低修得単位数を含む教職に関する科目の合計単位数		23

(注) 1 教職に関する科目は、それぞれ「各科目に含めることが必要な事項」について全ての事項を含んで修得する必要があります。

2 「各教科の指導法」は取得しようとする免許教科の指導法について修得する必要があります。

3 「教育実習」は、高等学校並びに中学校（特別支援学校の高等部及び中学部を含む。）における実習を中心とし、教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導1単位を含みます。

教育実習については、中学校又は高等学校（特別支援学校の中学部又は高等部を含む。）において教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明を有する者は、経験年数1年につき1単位の割合で表に掲げる教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって替えることができます。

4 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける資格がある場合

① 「教職の意義等に関する科目」については2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教職の意義等に関する科目」の単位を充てることができます。

- ② 「教育の基礎理論に関する科目」については6単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育の基礎理論に関する科目」の単位を充てることができます。
- ③ 「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」については2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の単位を充てることができます。
- ④ 「教育実習」については2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位を充てることができます。
- ⑤ 「教職実践演習」については2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教職実践演習」の単位を充てることができます。
- 5 数学、理科、音楽、美術又は工業の免許状を取得する場合には、「教職に関する科目」の単位数の半数までの単位を「教科に関する科目」により修得することができます。この場合には、最低修得単位数欄の（ ）内の単位数を修得するとともに、最低修得単位数欄の（ ）外の単位数との差に相当する単位数を、当該教科に係る「教科に関する科目」により修得する必要があります。
- 6 工業の教科の免許状については、当分の間、「教職に関する科目」の全部又は一部の単位数を「教科に関する科目」により修得することもできます。

#### 教科又は教職に関する科目

最低修得単位数	
専修免許状	40
1種免許状	16

- (注) 1 専修免許状に必要な「教科又は教職に関する科目」40単位のうち24単位については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」のうち1以上の科目について大学院等で修得することが必要です。
- 2 1種免許状に必要な「教科又は教職に関する科目」については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加える「教職に関する科目に準ずる科目」のうち1以上の科目について修得することが必要です。

免許状の種類 高等学校教諭一種免許状 (国語)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)		授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種		
第二欄	教職の意義等に関する科目 教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2		◎教職論 (2単位)
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	2		◎人間形成原論 (2単位) ☆学校と人間形成 (2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	2		○発達心理学 (2単位) ○教育心理学 (2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2		○教育社会学 (2単位) ○教育制度・経営論 (2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規 (2単位) ☆学校の組織と集団 (2単位)
第四欄	教育課程の意義及び編成の方法	2		○教育課程論 (2単位) ○教科教授学習論 (2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論 (2単位)
	各教科の指導法 (国語)	4		◎中等国語科教育論 (2単位) ◎中等国語科教材論 (2単位) ☆中等国語科授業論 (2単位) ☆国語科教育特論 (2単位)
	特別活動の指導法	2		◎特別活動指導論 (2単位)
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	2		○授業研究論 (2単位) ○教育評価論 (2単位) } 1科目選択必修 ○教育工学 (2単位)
	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	2		◎生徒指導論 (進路指導を含む。)(2単位)
教育実習	6			◎ふれあい実習・附属校園観察実習 (1単位) ◎主免教育実習事前事後指導 (1単位) ◎主免教育実習 (4単位)
教職実践演習	2			◎教職実践演習 (幼・小・中・高) (2単位)
合 計		30		

教科に関する科目

国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	2		◎国語学概論 (音声言語・文章表現を含む。)(2単位) ☆国語学Ⅰ (2単位) ☆国語学Ⅱ (2単位) ☆国語学特論Ⅰ (2単位) ☆国語学特論Ⅱ (2単位) ☆語学・文学総合演習Ⅰ (国語学) (2単位)	
国文学 (国文学史を含む。)	2		◎国文学概論 (国文学史を含む。)(2単位) ☆国文学Ⅰ (2単位) ☆国文学Ⅱ (2単位) ☆国文学特論Ⅰ (2単位) ☆国文学特論Ⅱ (2単位) ☆語学・文学総合演習Ⅱ (国文学) (2単位) ☆国文学演習 (2単位)	
漢文学	2		◎漢文学概論 (2単位) ☆語学・文学総合演習Ⅲ (漢文学) (2単位)	
上記必修単位数を含む教科に関する科目合計		20		

教科又は教職に関する科目 (※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	9		☆初等中等教育実践基礎演習 (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ (2単位) ☆学校の危機管理 (2単位) ☆道徳教育指導論 (2単位)
----------------------	---	--	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59
---	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法 (2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ (2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ (2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ (1単位) ○英語コミュニケーションⅡ (1単位) ○英語コミュニケーションⅢ (1単位) ○英語コミュニケーションⅣ (1単位) ○英語コミュニケーションⅤ (1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育 (2単位) ○実践情報教育Ⅰ (2単位) ○実践情報教育Ⅱ (2単位) ○実践情報教育Ⅲ (2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で高等学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低必修単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 高等学校教諭一種免許状 (地理歴史)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1) 1 種	授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	◎教職論 (2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	◎人間形成原論 (2単位) ☆学校と人間形成 (2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程を含む。)	2	○発達心理学 (2単位) ○教育心理学 (2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	○教育社会学 (2単位) ○教育制度・経営論 (2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規 (2単位) ☆学校の組織と集団 (2単位)
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	○教育課程論 (2単位) ○教科教授学習論 (2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論 (2単位)
	各教科の指導法 (地理歴史)	4	◎地理歴史科教育論 (2単位) ◎社会科・地理歴史科教材論 (2単位)
	特別活動の指導法	2	◎特別活動指導論 (2単位)
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	2	○授業研究論 (2単位) ○教育評価論 (2単位) ○教育工学 (2単位) } 1科目選択必修
	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2
教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		2	◎教育相談論 (2単位) ☆発達臨床心理アセスメント (2単位)
第五欄 教育実習		6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習 (1単位) ◎主免教育実習事前事後指導 (1単位) ◎主免教育実習 (4単位)
第六欄 教職実践演習		2	◎教職実践演習 (幼・小・中・高) (2単位)
合 計		30	

教科に関する科目

日本史	1	◎日本史学概論 (1単位) ☆日本史学特論Ⅰ (古代・中世) (2単位) ☆日本史学特論Ⅱ (近世・近代) (2単位) ☆考古学 (2単位) ☆史学演習 (2単位)
外国史	1	◎外国史概論 (1単位) ☆外国史特論 (2単位) ☆史料講読 (2単位)
人文地理学及び自然地理学	1	☆人文地理学特論 (2単位) ☆自然地理学特論 (2単位) ◎地理学概論 (1単位) ☆地理学演習 (2単位) ☆地理学実習 (1単位) ☆地理学野外実習 (1単位) ☆地図学概論 (2単位)
地誌	1	◎地誌学概論 (1単位) ☆地誌学特論 (2単位)
上記必修単位数を含む教科に関する科目合計		20

教科又は教職に関する科目 (※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	9	☆初等中等教育実践基礎演習 (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ (2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ (2単位) ☆学校の危機管理 (2単位) ☆道徳教育指導論 (2単位)
----------------------	---	---

教員免許取得単位数 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59
---	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法 (2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ (2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ (2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ (1単位) ○英語コミュニケーションⅡ (1単位) ○英語コミュニケーションⅢ (1単位) ○英語コミュニケーションⅣ (1単位) ○英語コミュニケーションⅤ (1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育 (2単位) ○実践情報教育Ⅰ (2単位) ○実践情報教育Ⅱ (2単位) ○実践情報教育Ⅲ (2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で高等学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は、教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類	高等学校教諭一種免許状(公民)
--------	-----------------

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)	授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	◎教職論(2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	◎人間形成原論(2単位) ☆学校と人間形成(2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	2	○発達心理学(2単位) ○教育心理学(2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	○教育社会学(2単位) ○教育制度・経営論(2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規(2単位) ☆学校の組織と集団(2単位)
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	○教育課程論(2単位) ○教科教授学習論(2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論(2単位)
	各教科の指導法(公民)	4	◎公民科教育論(2単位) ◎社会科・公民科教材論(2単位)
	特別活動の指導法	2	◎特別活動指導論(2単位)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	○授業研究論(2単位) ○教育評価論(2単位) } 1科目選択必修 ○教育学(2単位)
	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	2	◎生徒指導論(進路指導を含む。)(2単位)
教育実習	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習(1単位) ◎主免教育実習事前事後指導(1単位) ◎主免教育実習(4単位)	
教職実践演習	2	◎教職実践演習(幼・小・中・高)(2単位)	
合 計		30	

教科に関する科目

「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	2	◎法学概論(国際法を含む。)(2単位) ☆法律学特論(2単位) ☆法律学演習(2単位)
「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	2	○社会学概論(2単位) ○経済学概論(2単位) } 1科目選択必修 ☆社会学特論(2単位) ☆経済学特論(2単位) ☆社会学演習(2単位) ☆経済学演習(2単位) ☆情報経済論(2単位)
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	2	◎哲学・倫理学概論(2単位) ☆哲学・倫理学特論(2単位) ☆哲学・倫理学演習(2単位)
上記必修単位を含む教科に関する科目合計	20	

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	9	☆初等中等教育実践基礎演習(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ(2単位) ☆学校の危機管理(2単位) ☆道徳教育指導論(2単位)
----------------------	---	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59
---	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法(2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ(2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ(1単位) ○英語コミュニケーションⅡ(1単位) ○英語コミュニケーションⅢ(1単位) ○英語コミュニケーションⅣ(1単位) ○英語コミュニケーションⅤ(1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育(2単位) ○実践情報教育Ⅰ(2単位) ○実践情報教育Ⅱ(2単位) ○実践情報教育Ⅲ(2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で高等学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 高等学校教諭一種免許状(数学)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1) 1 種	授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
第二欄	教職の意義等に関する科目 教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	◎教職論(2単位)
第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	◎人間形成原論(2単位) ☆学校と人間形成(2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程を含む。)	2	○発達心理学(2単位) ○教育心理学(2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	○教育社会学(2単位) ○教育制度・経営論(2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規(2単位) ☆学校の組織と集団(2単位)
第四欄	教育課程の意義及び編成の方法	2	○教育課程論(2単位) ○教科教授学習論(2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論(2単位)
	教育課程及び指導法に関する科目 各教科の指導法(数学)	4	◎数学科教育論(2単位) ◎数学科教材論(2単位) ☆数学科授業論(2単位) ☆数学科教育学特論(2単位)
	特別活動の指導法	2	◎特別活動指導論(2単位)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	○授業研究論(2単位) ○教育評価論(2単位) ○教育工学(2単位) } 1科目選択必修
	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目 生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2 2	◎生徒指導論(進路指導を含む。)(2単位) ◎教育相談論(2単位) ☆発達臨床心理アセスメント(2単位)
第五欄	教育実習	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習(1単位) ◎主免教育実習事前事後指導(1単位) ◎主免教育実習(4単位)
第六欄	教職実践演習	2	◎教職実践演習(幼・小・中・高)(2単位)
合 計		30	

教科に関する科目

代数学	2	◎代数学Ⅰ(2単位) ☆代数学Ⅱ(2単位) ☆代数学Ⅲ(2単位) ☆代数学特論(2単位)	
幾何学	2	◎幾何学Ⅰ(2単位) ☆幾何学Ⅱ(2単位) ☆幾何学Ⅲ(2単位) ☆幾何学特論(2単位)	
解析学	2	◎解析学Ⅰ(2単位) ☆解析学Ⅱ(2単位) ☆解析学Ⅲ(2単位) ☆解析学特論(2単位)	
「確率論, 統計学」	2	◎確率・統計学(2単位) ☆確率・統計学特論(2単位)	
コンピュータ	2	◎計算数学(2単位) ☆計算数学特論(2単位)	
上記必修単位を含む教科に関する科目合計		20	

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	9	☆初等中等教育実践基礎演習(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ(2単位) ☆学校の危機管理(2単位) ☆道徳教育指導論(2単位)
----------------------	---	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59
---	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法(2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ(2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ(1単位) ○英語コミュニケーションⅡ(1単位) ○英語コミュニケーションⅢ(1単位) ○英語コミュニケーションⅣ(1単位) ○英語コミュニケーションⅤ(1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育(2単位) ○実践情報教育Ⅰ(2単位) ○実践情報教育Ⅱ(2単位) ○実践情報教育Ⅲ(2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で高等学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低必修単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 高等学校教諭一種免許状(理科)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1) 1 種	授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	◎教職論(2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	◎人間形成原論(2単位) ☆学校と人間形成(2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程を含む。)	2	○発達心理学(2単位) ○教育心理学(2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	○教育社会学(2単位) ○教育制度・経営論(2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規(2単位) ☆学校の組織と集団(2単位)
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	○教育課程論(2単位) ○教科教授学習論(2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論(2単位)
	各教科の指導法(理科)	2	◎中等理科教育論Ⅰ(2単位) ☆中等理科教育論Ⅱ(2単位) ☆中等理科教育論Ⅲ(2単位) ☆中等理科教育論Ⅳ(2単位)
	特別活動の指導法	2	◎特別活動指導論(2単位)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	○授業研究論(2単位) ○教育評価論(2単位) } 1科目選択必修 ○教育工学(2単位)
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2	◎生徒指導論(進路指導を含む。)(2単位)
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	◎教育相談論(2単位) ☆発達臨床心理アセスメント(2単位)
第五欄 教育実習		6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習(1単位) ◎主免教育実習事前事後指導(1単位) ◎主免教育実習(4単位)
第六欄 教職実践演習		2	◎教職実践演習(幼・小・中・高)(2単位)
合 計		28	

教科に関する科目

物理学	1	◎中等理科(物理学分野)(1単位) ☆物理学Ⅰ(2単位) ☆物理学Ⅱ(2単位) ☆物理学Ⅲ(2単位)	
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	○物理学実験Ⅰ(1単位)(※3) ○物理学実験Ⅱ(1単位)(※3)	
化学	1	◎中等理科(化学分野)(1単位) ☆化学Ⅰ(2単位) ☆化学Ⅱ(2単位) ☆化学Ⅲ(2単位)	
化学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	○化学実験Ⅰ(1単位)(※3) ○化学実験Ⅱ(1単位)(※3)	
生物学	1	◎中等理科(生物学分野)(1単位) ☆生物学Ⅰ(2単位) ☆生物学Ⅱ(2単位) ☆生物学Ⅲ(2単位)	
生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	○生物学実験Ⅰ(1単位)(※3) ○生物学実験Ⅱ(1単位)(※3)	
地学	1	◎中等理科(地学分野)(1単位) ☆地学Ⅰ(2単位) ☆地学Ⅱ(2単位) ☆地学Ⅲ(2単位)	
地学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	○地学実験Ⅰ(野外実習)(1単位)(※3) ○地学実験Ⅱ(1単位)(※3)	
上記必修単位を含む教科に関する科目合計		20	

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	11	☆初等中等教育実践基礎演習(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ(2単位) ☆学校の危機管理(2単位) ☆道徳教育指導論(2単位)
----------------------	----	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59
---	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法(2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ(2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ(1単位) ○英語コミュニケーションⅡ(1単位) ○英語コミュニケーションⅢ(1単位) ○英語コミュニケーションⅣ(1単位) ○英語コミュニケーションⅤ(1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育(2単位) ○実践情報教育Ⅰ(2単位) ○実践情報教育Ⅱ(2単位) ○実践情報教育Ⅲ(2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で高等学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してかまわない。

(※3) 8科目8単位のうちから, 1科目1単位以上を修得すること。

免許状の種類 高等学校教諭一種免許状(音楽)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)	授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	
第二欄	教職の意義等に関する科目 教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	◎教職論(2単位)
第三欄	教育の基礎理論に関する科目 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	◎人間形成原論(2単位) ☆学校と人間形成(2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	2	○発達心理学(2単位) ○教育心理学(2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	○教育社会学(2単位) ○教育制度・経営論(2単位) ☆学校制度と教育法規(2単位) ☆学校の組織と集団(2単位) } 1科目選択必修
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目 教育課程の意義及び編成の方法	2	○教育課程論(2単位) ○教科教授学習論(2単位) ☆総合学習論(2単位) } 1科目選択必修
	各教科の指導法(音楽)	4	◎中等音楽科教育論(2単位) ◎中等音楽科授業論(2単位) ☆中等音楽科教材論(2単位) ☆中等音楽科教育特論(2単位)
	特別活動の指導法	2	◎特別活動指導論(2単位)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	○授業研究論(2単位) ○教育評価論(2単位) ○教育工学(2単位) } 1科目選択必修
	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目 生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	◎生徒指導論(進路指導を含む。)(2単位)
第五欄	教育実習	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習(1単位) ◎主免教育実習事前事後指導(1単位) ◎主免教育実習(4単位)
第六欄	教職実践演習	2	◎教職実践演習(幼・小・中・高)(2単位)
合 計		30	

教科に関する科目

ソルフェージュ	2	◎ソルフェージュ(2単位)
声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	2	◎声楽(合唱を含む。)(1単位) ◎日本の伝統音楽(日本の伝統的な歌唱を含む。)(1単位) ☆声楽基礎Ⅰ(2単位) ☆声楽基礎Ⅱ(2単位) ☆歌唱法Ⅰ(1単位) ☆歌唱法Ⅱ(1単位)
器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	2	◎器楽(合奏及び伴奏を含む。)(1単位) ◎日本の伝統音楽(和楽器)(1単位) ☆ピアノ基礎Ⅰ(2単位) ☆ピアノ基礎Ⅱ(2単位) ☆ピアノⅠ(1単位) ☆ピアノⅡ(1単位) ☆管弦打楽器基礎Ⅰ(2単位) ☆管弦打楽器基礎Ⅱ(2単位) ☆管弦打楽器Ⅰ(1単位) ☆管弦打楽器Ⅱ(1単位)
指揮法	2	◎指揮法(2単位) ☆指揮Ⅰ(2単位) ☆指揮Ⅱ(2単位) ☆合唱(2単位) ☆合奏(2単位)
音楽理論, 作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	2	◎音楽の理論と歴史(作曲法・編曲法及び日本伝統音楽・諸民族音楽を含む。)(2単位) ☆音楽通論Ⅰ(2単位) ☆音楽通論Ⅱ(2単位) ☆作曲法Ⅰ(2単位) ☆作曲法Ⅱ(2単位)
上記必修単位を含む教科に関する科目合計	20	

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	9	☆初等中等教育実践基礎演習(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ(2単位) ☆学校の危機管理(2単位) ☆道徳教育指導論(2単位)
----------------------	---	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59
---	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法(2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ(2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ(1単位) ○英語コミュニケーションⅡ(1単位) ○英語コミュニケーションⅢ(1単位) ○英語コミュニケーションⅣ(1単位) ○英語コミュニケーションⅤ(1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育(2単位) ○実践情報教育Ⅰ(2単位) ○実践情報教育Ⅱ(2単位) ○実践情報教育Ⅲ(2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で高等学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 高等学校教諭一種免許状(美術)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)	授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	◎教職論(2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	◎人間形成原論(2単位) ☆学校と人間形成(2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	2	○発達心理学(2単位) ○教育心理学(2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	○教育社会学(2単位) ○教育制度・経営論(2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規(2単位) ☆学校の組織と集団(2単位)
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	○教育課程論(2単位) ○教科教授学習論(2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論(2単位)
	各教科の指導法(美術)	4	◎美術科教育論(2単位) ◎美術科授業論(2単位) ☆美術科教材論(2単位) ☆美術科教育特論(2単位)
	特別活動の指導法	2	◎特別活動指導論(2単位)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	○授業研究論(2単位) ○教育評価論(2単位) ○教育工学(2単位) } 1科目選択必修
	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	2	◎生徒指導論(進路指導を含む。)(2単位)
第五欄 教育実習	6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習(1単位) ◎主免教育実習事前事後指導(1単位) ◎主免教育実習(4単位)	
第六欄 教職実践演習	2	◎教職実践演習(幼・小・中・高)(2単位)	
合 計		30	

教科に関する科目

絵画(映像メディア表現を含む。)	2	◎絵画Ⅰ(2単位) ☆絵画Ⅱ(2単位) ☆絵画材料研究(2単位) ☆絵画特別演習Ⅰ(2単位) ☆絵画特別演習Ⅱ(2単位) ☆素描(2単位)
彫刻	2	◎彫刻Ⅰ(2単位) ☆彫刻Ⅱ(2単位) ☆彫刻材料研究(2単位) ☆彫刻特別演習(2単位)
デザイン(映像メディア表現を含む。)	2	◎構成・デザインⅠ(2単位) ☆構成・デザインⅡ(2単位) ☆構成・デザイン材料研究(2単位) ☆構成・デザイン特別演習(2単位)
美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	2	◎美術理論・美術史Ⅰ(2単位) ☆美術理論・美術史Ⅱ(2単位) ☆美術史演習(2単位)
上記必修単位を含む教科に関する科目合計	20	

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	9	☆初等中等教育実践基礎演習(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ(2単位) ☆学校の危機管理(2単位) ☆道徳教育指導論(2単位)
----------------------	---	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59
---	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法(2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ(2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ(1単位) ○英語コミュニケーションⅡ(1単位) ○英語コミュニケーションⅢ(1単位) ○英語コミュニケーションⅣ(1単位) ○英語コミュニケーションⅤ(1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育(2単位) ○実践情報教育Ⅰ(2単位) ○実践情報教育Ⅱ(2単位) ○実践情報教育Ⅲ(2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で高等学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低必修単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 高等学校教諭一種免許状 (保健体育)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1) 1 種	授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	◎教職論 (2 単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	◎人間形成原論 (2 単位) ☆学校と人間形成 (2 単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程を含む。)	2	○発達心理学 (2 単位) ○教育心理学 (2 単位) } 1 科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	○教育社会学 (2 単位) ○教育制度・経営論 (2 単位) ☆学校制度と教育法規 (2 単位) ☆学校の組織と集団 (2 単位) } 1 科目選択必修
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	○教育課程論 (2 単位) ○教科教授学習論 (2 単位) ☆総合学習論 (2 単位) } 1 科目選択必修
	各教科の指導法 (保健体育)	6	◎保健体育科教育論Ⅰ (2 単位) ◎保健体育科教育論Ⅱ (2 単位) ◎保健体育科教育論Ⅲ (2 単位) ☆保健体育科教育論Ⅳ (2 単位)
	特別活動の指導法	2	◎特別活動指導論 (2 単位)
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	2	○授業研究論 (2 単位) ○教育評価論 (2 単位) ○教育工学 (2 単位) } 1 科目選択必修
	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2
教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		2	◎教育相談論 (2 単位) ☆発達臨床心理アセスメント (2 単位)
第五欄 教育実習		6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習 (1 単位) ◎主免教育実習事前事後指導 (1 単位) ◎主免教育実習 (4 単位)
第六欄 教職実践演習		2	◎教職実践演習 (幼・小・中・高) (2 単位)
合 計		32	

教科に関する科目

体育実技	6	○運動方法Ⅰ (2 単位) ○運動方法Ⅱ (2 単位) ○運動方法Ⅲ (2 単位) ○運動方法Ⅳ (2 単位) ○運動方法Ⅴ (1 単位) ○運動方法Ⅵ (2 単位) ○武道実習Ⅰ (1 単位) ○武道実習Ⅱ (1 単位) } 1 科目選択必修 3 単位選択必修 1 科目選択必修
「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学, 体育史」及び運動学 (運動方法学を含む。)	2	○体育哲学Ⅰ (1 単位) ○体育哲学Ⅱ (1 単位) ○体育心理学Ⅰ (1 単位) ○体育心理学Ⅱ (1 単位) ○体育経営管理学Ⅰ (1 単位) ○体育経営管理学Ⅱ (1 単位) ○体育社会学Ⅰ (1 単位) ○体育社会学Ⅱ (1 単位) ◎運動学Ⅰ (1 単位) ☆運動学Ⅱ (1 単位) ☆運動制御論 (2 単位) ☆バイオメカニクス (2 単位)
生理学 (運動生理学を含む。)	1	◎生理学Ⅰ (1 単位) ☆生理学Ⅱ (1 単位)
衛生学及び公衆衛生学	1	◎衛生学・公衆衛生学Ⅰ (1 単位) ☆衛生学・公衆衛生学Ⅱ (1 単位)
学校保健 (小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。)	1	◎学校保健Ⅰ (1 単位) ☆学校保健Ⅱ (1 単位)
上記必修単位を含む教科に関する科目合計	20	

教科又は教職に関する科目 (※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	7	☆初等中等教育実践基礎演習 (2 単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ (2 単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ (2 単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ (2 単位) ☆学校の危機管理 (2 単位) ☆道徳教育指導論 (2 単位)
----------------------	---	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59
---	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法 (2 単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ (2 単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ (2 単位) } 1 科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ (1 単位) ○英語コミュニケーションⅡ (1 単位) ○英語コミュニケーションⅢ (1 単位) ○英語コミュニケーションⅣ (1 単位) ○英語コミュニケーションⅤ (1 単位) } 2 科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育 (2 単位) ○実践情報教育Ⅰ (2 単位) ○実践情報教育Ⅱ (2 単位) ○実践情報教育Ⅲ (2 単位) } 1 科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で高等学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 高等学校教諭一種免許状(家庭)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)	授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	◎教職論(2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	◎人間形成原論(2単位) ☆学校と人間形成(2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程を含む。)	2	○発達心理学(2単位) ○教育心理学(2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	○教育社会学(2単位) ○教育制度・経営論(2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規(2単位) ☆学校の組織と集団(2単位)
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	○教育課程論(2単位) ○教科教授学習論(2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論(2単位)
	各教科の指導法(家庭)	4	◎中等家庭科教育論(2単位) ◎中等家庭科授業論(2単位) ☆中等家庭科教材論(2単位) ☆中等家庭科教育特論(2単位)
	特別活動の指導法	2	◎特別活動指導論(2単位)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	○授業研究論(2単位) ○教育評価論(2単位) } 1科目選択必修 ○教育工学(2単位)
	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	2	◎生徒指導論(進路指導を含む。)(2単位)
第五欄 教育実習		6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習(1単位) ◎主免教育実習事前事後指導(1単位) ◎主免教育実習(4単位)
第六欄 教職実践演習		2	◎教職実践演習(幼・小・中・高)(2単位)
合 計		30	

教科に関する科目

家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	2	◎家庭経営学概論(家族関係学及び家庭経済学を含む。)(2単位) ☆家族論(2単位) ☆消費者経済学(2単位) ☆家庭経営学演習(2単位)
被服学(被服製作実習を含む。)	2	◎被服学概論(被服製作実習を含む。)(2単位) ☆衣生活学(2単位) ☆被服学実験(1単位) ☆被服構成実習(1単位)
食物学(栄養学, 食品学及び調理実習を含む。)	2	◎食物学概論(栄養学, 食品学及び調理実習を含む。)(2単位) ☆栄養学(小児栄養学を含む。)(2単位) ☆食品学(2単位) ☆調理実習(1単位) ☆食物学実験(1単位)
住居学(製図を含む。)	2	◎住居学概論(製図を含む。)(2単位) ☆住生活学(2単位) ☆住居設計・製図(2単位)
保育学(実習及び家庭看護を含む。)	2	◎保育学(実習及び家庭看護を含む。)(2単位)
家庭電気・機械及び情報処理	2	◎家庭電気・機械及び情報処理(2単位)
上記必修単位を含む教科に関する科目合計	20	

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	9	☆初等中等教育実践基礎演習(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ(2単位) ☆学校の危機管理(2単位) ☆道徳教育指導論(2単位)
----------------------	---	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59
---	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法(2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ(2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ(1単位) ○英語コミュニケーションⅡ(1単位) ○英語コミュニケーションⅢ(1単位) ○英語コミュニケーションⅣ(1単位) ○英語コミュニケーションⅤ(1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育(2単位) ○実践情報教育Ⅰ(2単位) ○実践情報教育Ⅱ(2単位) ○実践情報教育Ⅲ(2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で高等学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 高等学校教諭一種免許状(情報)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)	授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	◎教職論(2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	◎人間形成原論(2単位) ☆学校と人間形成(2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	2	○発達心理学(2単位) ○教育心理学(2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	○教育社会学(2単位) ○教育制度・経営論(2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規(2単位) ☆学校の組織と集団(2単位)
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	○教育課程論(2単位) ○教科教授学習論(2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論(2単位)
	各教科の指導法(情報)	2	○情報科教育論Ⅰ(2単位) ○情報科教育論Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
	特別活動の指導法	2	◎特別活動指導論(2単位)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	○授業研究論(2単位) ○教育評価論(2単位) } 1科目選択必修 ○教育学(2単位)
	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	2	◎生徒指導論(進路指導を含む。)(2単位)
第五欄 教育実習	6	◎教育相談論(2単位) ☆発達臨床心理アセスメント(2単位)	
第六欄 教職実践演習	2	◎ふれあい実習・附属校園観察実習(1単位) ◎主免教育実習事前事後指導(1単位) ◎主免教育実習(4単位)	
合 計		28	◎教職実践演習(幼・小・中・高)(2単位)

教科に関する科目

情報社会及び情報倫理	2	◎情報社会と情報倫理(2単位)
コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)	6	◎情報エレクトロニクスとコンピュータ(2単位) ◎ソフトウェア演習(実習を含む。)(2単位) ○制御情報処理(実習を含む。)(2単位) ○情報回路(実習を含む。)(2単位) } 1科目選択必修
情報システム(実習を含む。)	2	○情報システム(実習を含む。)(2単位) ○情報技術(実習を含む。)(2単位) } 1科目選択必修
情報通信ネットワーク(実習を含む。)	2	○情報通信(実習を含む。)(2単位) ○情報ネットワーク演習(実習を含む。)(2単位) } 1科目選択必修
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	2	○マルチメディアと教育技術(実習を含む。)(2単位) ○マルチメディアとシミュレーション(実習を含む。)(2単位) } 1科目選択必修
情報と職業	2	◎情報と職業(2単位)
上記必修単位を含む教科に関する科目合計	20	

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	11	☆初等中等教育実践基礎演習(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ(2単位) ☆学校の危機管理(2単位) ☆道徳教育指導論(2単位)
----------------------	----	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59
---	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法(2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ(2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ(1単位) ○英語コミュニケーションⅡ(1単位) ○英語コミュニケーションⅢ(1単位) ○英語コミュニケーションⅣ(1単位) ○英語コミュニケーションⅤ(1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育(2単位) ○実践情報教育Ⅰ(2単位) ○実践情報教育Ⅱ(2単位) ○実践情報教育Ⅲ(2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で高等学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は、教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 高等学校教諭一種免許状(工業)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)	授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	◎教職論(2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	◎人間形成原論(2単位) ☆学校と人間形成(2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	2	○発達心理学(2単位) ○教育心理学(2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	○教育社会学(2単位) ○教育制度・経営論(2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規(2単位) ☆学校の組織と集団(2単位)
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	○教育課程論(2単位) ○教科教授学習論(2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論(2単位)
	各教科の指導法(工業)	2	◎工業科教育論Ⅰ(2単位) ☆工業科教育論Ⅱ(2単位)
	特別活動の指導法	2	◎特別活動指導論(2単位)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	○授業研究論(2単位) ○教育評価論(2単位) } 1科目選択必修 ○教育工学(2単位)
	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		2	◎教育相談論(2単位) ☆発達臨床心理アセスメント(2単位)
第五欄 教育実習		6	◎ふれあい実習・附属校園観察実習(1単位) ◎主免教育実習事前事後指導(1単位) ◎主免教育実習(4単位)
第六欄 教職実践演習		2	◎教職実践演習(幼・小・中・高)(2単位)
合 計		28	

教科に関する科目

工業の関係科目		8	◎材料加工学Ⅰ(木材加工, 製図及び実習を含む。)(1単位) ☆木材及び木質材料学(2単位) ☆生物材料機械学(2単位) ◎材料加工学Ⅱ(金属加工, 製図及び実習を含む。)(1単位) ☆工業材料概論(2単位) ☆機械加工学(2単位) ◎機械基礎(実習を含む。)(2単位) ☆機械の力学Ⅰ(2単位) ☆機械の力学Ⅱ(2単位) ☆機械工学演習(2単位) ☆設計製図(2単位) ◎電気基礎(実習を含む。)(2単位) ☆電気工学(2単位) ☆電子工学(2単位) ◎情報技術基礎(実習を含む。)(2単位) ☆情報処理(2単位)
職業指導		2	◎職業指導(2単位)
上記必修単位を含む教科に関する科目合計		20	

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目		11	☆初等中等教育実践基礎演習(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ(2単位) ☆学校の危機管理(2単位) ☆道徳教育指導論(2単位)
----------------------	--	----	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59
---	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法(2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ(2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ(1単位) ○英語コミュニケーションⅡ(1単位) ○英語コミュニケーションⅢ(1単位) ○英語コミュニケーションⅣ(1単位) ○英語コミュニケーションⅤ(1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育(2単位) ○実践情報教育Ⅰ(2単位) ○実践情報教育Ⅱ(2単位) ○実践情報教育Ⅲ(2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で高等学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

免許状の種類 高等学校教諭一種免許状(英語)

教職に関する科目

科 目	各科目に含める必要事項	最低必修単位数(※1)	授 業 科 目 (◎:必修, ☆:選択, ○:選択必修)
		1 種	
第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む.) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	◎教職論(2単位)
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	◎人間形成原論(2単位) ☆学校と人間形成(2単位)
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む.)	2	○発達心理学(2単位) ○教育心理学(2単位) } 1科目選択必修
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	2	○教育社会学(2単位) ○教育制度・経営論(2単位) } 1科目選択必修 ☆学校制度と教育法規(2単位) ☆学校の組織と集団(2単位)
第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	○教育課程論(2単位) ○教科教授学習論(2単位) } 1科目選択必修 ☆総合学習論(2単位)
	各教科の指導法(英語)	4	◎英語科教育論Ⅰ(2単位) ◎英語科教育論Ⅱ(2単位) ☆英語科教育論Ⅲ(2単位) ☆英語科教育論Ⅳ(2単位)
	特別活動の指導法	2	◎特別活動指導論(2単位)
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む.)	2	○授業研究論(2単位) ○教育評価論(2単位) } 1科目選択必修 ○教育工学(2単位)
	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	2	◎生徒指導論(進路指導を含む.)(2単位)
第五欄 教育実習	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	2	◎教育相談論(2単位) ☆発達臨床心理アセスメント(2単位)
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む.)の理論及び方法	2	◎ふれあい実習・附属校園観察実習(1単位) ◎主免教育実習事前事後指導(1単位) ◎主免教育実習(4単位)
第六欄 教職実践演習		2	◎教職実践演習(幼・小・中・高)(2単位)
合 計		30	

教科に関する科目

英語学	6	◎英語基礎研究(2単位) ◎英語学概論(2単位) ◎学習英文法(2単位) ☆英語音声学(2単位) ☆英語学研究Ⅰ(2単位) ☆英語学研究Ⅱ(2単位) ☆英語学研究Ⅲ(2単位)	
英米文学	4	◎英文講読(2単位) ○英文学史(2単位) ○米文学史(2単位) } 1科目選択必修 ☆英米文学研究Ⅰ(2単位) ☆英米文学研究Ⅱ(2単位)	
英語コミュニケーション	6	◎英語オーラルコミュニケーションⅠ(2単位) ◎英語オーラルコミュニケーションⅡ(2単位) ◎ライティングⅠ(2単位) ☆ライティングⅡ(2単位)	
異文化理解	2	◎比較文化研究Ⅰ(2単位) ☆比較文化研究Ⅱ(2単位)	
上記必修単位を含む教科に関する科目合計		20	

教科又は教職に関する科目(※2)

大学が加える教職に関する科目に準ずる科目	9	☆初等中等教育実践基礎演習(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅰ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅱ(2単位) ☆初等中等教科教育実践Ⅲ(2単位) ☆学校の危機管理(2単位) ☆道徳教育指導論(2単位)
----------------------	---	---

教員免許取得単位数合計 (教科に関する科目+教職に関する科目+教科又は教職に関する科目)	59
---	----

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低必修単位数	授 業 科 目
日本国憲法	2	◎日本国憲法(2単位)
体育	2	○健康・スポーツ科学Ⅰ(2単位) ○健康・スポーツ科学Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ(1単位) ○英語コミュニケーションⅡ(1単位) ○英語コミュニケーションⅢ(1単位) ○英語コミュニケーションⅣ(1単位) ○英語コミュニケーションⅤ(1単位) } 2科目選択必修
情報機器の操作	2	○基礎情報教育(2単位) ○実践情報教育Ⅰ(2単位) ○実践情報教育Ⅱ(2単位) ○実践情報教育Ⅲ(2単位) } 1科目選択必修

(※1) 最低必修単位数は本学で高等学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

(※2) 教科又は教職に関する科目は, 教職に関する科目若しくは教科に関する科目から修得してもかまわない。

## 6 特別支援学校教諭の普通免許状

教育職員免許法第5条別表第1による場合

### 1 基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類	所要資格 基 礎 資 格	最低修得単位数
		特別支援教育に 関 する 科 目
専修免許状	修士の学位及び幼稚園、小学校、中学校、高等学校いずれかの普通免許状所有	50
1種免許状	学士の学位及び幼稚園、小学校、中学校、高等学校いずれかの普通免許状所有	26
2種免許状	幼稚園、小学校、中学校、高等学校いずれかの普通免許状所有	16

(注) 1 「修士の学位」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、かつ、在学中に30単位以上修得した場合も含まれます。

2 最低修得単位数は、特別支援学校教諭免許状を授与するために適当と認められた認定課程を有する大学において修得することが必要であり、認定講習等の単位は使用できません。

なお、専修免許状に必要な「特別支援教育に関する科目」50単位のうち24単位については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程で修得することが必要です。

3 2種免許状を有し → 1種免許状  
1種免許状を有し → 専修免許状 } を、この表の規定により取得しようとする場合、取得しようとする免許状に係る最低修得単位数のうち、それぞれ所有している（所要資格を得ている場合も含む。）免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなします。

## 2 単位の修得方法

### 特別支援教育に関する科目

科 目		最低修得単位数	
		1 種	2 種
I 特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
II 特別支援教育領域に関する科目 (注) 1	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の心理, 生理及び病理に関する科目	16	8
	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
III 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 (注) 2	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の心理, 生理及び病理に関する科目	5	3
	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
IV 心身に障害のある幼児, 児童又は生徒についての教育実習		3	3

(注) 1 「特別支援教育領域に関する科目」は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項においても同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得することが必要です。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の心理, 生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）

ロ 知的障害者, 肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）

2 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」は、視覚障害者, 聴覚障害者, 知的障害者, 肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

3 「心身に障害のある幼児, 児童又は生徒についての教育実習」の単位数については、教育実習に係る事前及び事後の指導1単位を含みます。

特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ「特別支援教育の基礎理論に関する科目」、「特別支援教育領域に関する科目」及び「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

免 許 状 の 種 類	特 別 支 援 学 校 教 諭 免 許 状
-------------	-----------------------

特別支援教育に関する科目

科 目	中心となる領域	含む領域	最低必修単位数(※1)		授 業 科 目 (◎:必修, ○選択必修)		
			1 種	2 種			
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2	○障害児教育概説Ⅰ(2単位) ○障害児教育概説Ⅱ(2単位) } 1科目選択必修		
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	8	6	◎(1種)○(2種)知的障害者の心理(2単位) ◎(1種)○(2種)知的障害者の生理・病理(2単位) ◎肢体不自由者の心理・生理・病理(2単位) ◎病弱者の心理・生理・病理(2単位) } 2種免許のみ 1科目選択必修		
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			◎(1種)○(2種)知的障害教育Ⅰ(2単位) ◎(1種)○(2種)知的障害教育Ⅱ(2単位) ◎肢体不自由教育(2単位) ◎病弱教育(2単位) } 2種免許のみ 1科目選択必修		
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目			8	8	◎視覚障害者の心理・生理・病理(2単位) ◎聴覚障害者の心理・生理・病理(1単位) ◎視覚障害者教育論(2単位) ◎聴覚障害者教育論(1単位) ○重複・LD等の特性(2単位) ○重複・LD等教育総論(2単位) } 1科目選択必修
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目					
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	◎特別支援教育実習(3単位)		
合 計			29	25			

(※1) 最低必修単位数は、本学で特別支援学校教諭免許状を取得する場合に必要な単位数を示しています。教育職員免許法に定める最低修得単位数とは異なります。

## 7 参考資料

教育職員免許法（抄）

〔昭和24年5月31日〕  
〔法律第147号〕

（授与）

- 第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
- 一 十八歳未満の者
  - 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めたと者を除く。
  - 三 成年被後見人又は被保佐人
  - 四 禁錮以上の刑に処せられた者
  - 五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
  - 六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
  - 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 前項本文の規定にかかわらず、別表第一から別表第二の二までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習（第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。
- 3 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、第一項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
- 4 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
- 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
  - 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つている者
- 5 第七項で定める授与権者は、第三項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。
- 6 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。
- 一 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者
  - 二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたと者
- 7 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄			
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
免許状の種類			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	六	三五	三四	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	六	三五	一〇	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	四	二七		
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八	四一	三四	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	八	四一	一〇	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	四	三一	二	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	二〇	三一	三二	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	二〇	三一	八	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	一〇	二一	四	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	二〇	二三	四〇	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	二〇	二三	一六	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				二六
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				一六

## 備考

- 一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
- 二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。
- 二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

- イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために相当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
- ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として相当であると認めるもの
- 六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。
- 七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。
- 九 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

〔昭和29年10月27日〕  
〔文部省令第26号〕

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位の修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位の修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）
社会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学，政治学」 「社会学，経済学」 「哲学，倫理学，宗教学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論，統計学」 コンピュータ
理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論，作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

美術	<p>絵画（映像メディア表現を含む。）</p> <p>彫刻</p> <p>デザイン（映像メディア表現を含む。）</p> <p>工芸</p> <p>美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）</p>
保健体育	<p>体育実技</p> <p>「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学, 体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）</p> <p>生理学（運動生理学を含む。）</p> <p>衛生学及び公衆衛生学</p> <p>学校保健（小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。）</p>
保健	<p>生理学及び栄養学</p> <p>衛生学及び公衆衛生学</p> <p>学校保健（小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。）</p>
技術	<p>木材加工（製図及び実習を含む。）</p> <p>金属加工（製図及び実習を含む。）</p> <p>機械（実習を含む。）</p> <p>電気（実習を含む。）</p> <p>栽培（実習を含む。）</p> <p>情報とコンピュータ（実習を含む。）</p>
家庭	<p>家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）</p> <p>被服学（被服製作実習を含む。）</p> <p>食物学（栄養学, 食品学及び調理実習を含む。）</p> <p>住居学</p> <p>保育学（実習を含む。）</p>
職業	<p>産業概説</p> <p>職業指導</p> <p>「農業, 工業, 商業, 水産」</p> <p>「農業実習, 工業実習, 商業実習, 水産実習, 商船実習」</p>
職業指導	<p>職業指導</p> <p>職業指導の技術</p> <p>職業指導の運営管理</p>
英語	<p>英語学</p> <p>英米文学</p> <p>英語コミュニケーション</p> <p>異文化理解</p>
宗教	<p>宗教学</p> <p>宗教史</p> <p>「教理学, 哲学」</p>
備考	<p>一 第二欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。）</p> <p>二 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条の表の場合においても同様とする。）</p> <p>三 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の一以上にわたって行うものとする。ただし、「農業, 工業, 商業, 水産」の修得方法は、これらの科目のうち二以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。（次条, 第九条, 第十五条第四項, 第十八条の二及び第六十四条第二項の場合においても同様とする。）</p>

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学，経済学（国際経済を含む。）」 「哲学，倫理学，宗教学，心理学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論，統計学」 コンピュータ
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
音楽	ソルフェージュ 声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論，作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法及び製図 デザイン 工芸制作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論，デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書道	書道（書写を含む。） 書道史 「書論，鑑賞」 「国文学，漢文学」
保健体育	体育実技 「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）

保 健	「生理学，栄養学，微生物学，解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
看 護	「生理学，生化学，病理学，微生物学，薬理学」 看護学（成人看護学，老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習
家 庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理
情 報	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現及び技術（実習を含む。） 情報と職業
農 業	農業の関係科目 職業指導
工 業	工業の関係科目 職業指導
商 業	商業の関係科目 職業指導
水 産	水産の関係科目 職業指導
福 祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉，児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解
商 船	商船の関係科目 職業指導
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英 語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗 教	宗教学 宗教史 「教理学，哲学」

第六条 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受け  
る場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	幼稚園教諭			小学校教諭			中学校教諭			高等学校教諭	
			専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状
最低単位数	第一欄	教に職関する意義科目	教職の意義及び教員の役割										
		教に職関する意義科目等目	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）										
		教に職関する意義科目等目	進路選択に資する各種の機会の提供等										
	第三欄	教に育関する基礎理論科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想										
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）										
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項										
	第四欄	教に育関する指導法科目	教育課程の意義及び編成の方法										
			各教科の指導法										
			道徳の指導法										
			特別活動の指導法										
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）										
		教育課程の意義及び編成の方法											
保育内容の指導法													
第五欄	生徒指導等教に育関する科目	生徒指導の理論及び方法											
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法											
		進路指導の理論及び方法											
		幼児理解の理論及び方法											
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法											
第五欄	教育実習												
第六欄	教職実践習												

## 備 考

- 一 教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。
- 二 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領、同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領、同令第七十四条に規定する中学校学習指導要領又は同令第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
- 三 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。
- 四 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち六以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち二以上を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 五 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位以上を修得するものとする。
- 六 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとし、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。
- 七 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては幼稚園及び中学校、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園又は小学校には、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学部又は高等部を含む。
- 八 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする。（第七条第一項、第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）
- 九 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第十八項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）又は、小学校（特別支援学校の小学部及び附則第十八項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。
- 十 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第十八項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに附則第十八項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について

一単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

十二 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては二単位まで、教育実習にあつては三単位まで、教職実践演習にあつては二単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

十三 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

十四 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち、二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる。

十五 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては一単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもつてあてることができる。

十六 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもつてあてることができる。

十七 括弧内の数字は、免許法別表第一備考第九号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。

2 免許法別表第一備考第六号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目の単位の修得方法は、前項に定める修得方法の例によるものとする。

3 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するように努めなければならない。

第六条の二 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている一種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

2 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

		免許状の種類	特別支援学校教諭			
			専修免許状	一種免許状	二種免許状	
特別支援教育に関する科目						
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	二	二	二	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	十六	十六	八
			心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	五	五	三
心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目						
第四欄	心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習	三	三	三		
備考						
<p>一 第一欄に掲げる科目は，特別支援学校の教育に係る，心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育に係る社会的，制度的又は経営的事項を含むものとする。</p> <p>二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は，特別支援教育領域のうち，一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について，それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。</p> <p>イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては，当該領域に関する心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては一単位）以上を含む。）</p> <p>ロ 知的障害者，肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては，当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては一単位）以上を含む。）</p> <p>三 第三欄に掲げる科目は，視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち，授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</p> <p>四 第四欄に定める単位は，特別支援学校において，教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては，経験年数一年について一単位の割合で，それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて，これに替えることができる。</p>						

2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は，前項に規定するもののほか，免許状教育領域の種類に応じ，大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

- 3 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表備考第二号イ又はロに定める単位を修得するものとする。
- 4 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。この場合において、第一項の表の第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。
- 5 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。
  - 一 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表第二欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
    - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る一単位以上を含む。）
    - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ一単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下この号において「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ一単位（二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあつては当該心理及び教育課程等に関する科目一単位）以上
  - 二 前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。
  - 三 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担任する教員に限り、二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員を含む。）として一年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。
- 6 第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。
- 7 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第四項までに定める修得方法の例によるものとする。

## 第3 学内諸規則（長期履修学生関係）

- 1 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程
- 2 学校教員養成プログラム受講者の学部において開設する教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目の履修に関する細則
- 3 鳴門教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生規則
- 4 鳴門教育大学大学院学校教育研究科学校教員養成プログラムに関する取扱要項
- 5 鳴門教育大学大学院学校教育研究科学校教員養成プログラム受講におけるプログラム種別の変更に関する申合せ

※本学内諸規則は、長期履修学生に関する規則のみを記載しています。

その他、大学院に関する規則は修士課程の履修の手引をご参照ください。



# 1 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第68条の規定に基づき、鳴門教育大学大学院学校教育研究科（以下「本研究科」という。）において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について定める。

(専攻・コース)

第2条 本研究科の人間教育専攻、教科・領域教育専攻及び高度学校教育実践専攻の学生は、それぞれ専門分野に関して高度の専門性を深化させるとともに、更に理論的・実践的な教育研究の能力を得させるため、別表第1に定めるいずれかの学生の主たる専攻のコースに所属しなければならない。

(授業科目の区分及び内容)

第3条 授業科目の区分及びその内容は、人間教育専攻、特別支援教育専攻及び教科・領域教育専攻（以下「修士課程」という。）については別表第2、高度学校教育実践専攻（以下「専門職学位課程」という。）については別表第3のとおりとする。

(修了に必要な単位数)

第4条 本研究科の修了に必要な単位数は、修士課程については別表第4、専門職学位課程については、別表第5のとおりとする。

第4条の2 前条に規定するもののほか、専門職学位課程の学生のうち、小学校教育職員免許状の所要資格を得させるためのプログラム（以下「小学校教員養成長期プログラム」という。）を受講する者が修了するためには、小学校教諭専修免許状の所要資格を得るための単位を修得しなければならない。

(開設授業科目、単位数及び履修方法等)

第5条 本研究科において開設する授業科目、単位数及び履修方法等は、修士課程については別表第6、専門職学位課程については別表第7のとおりとする。

(他大学教職大学院開設の授業科目の履修)

第5条の2 専門職学位課程の学生は、別表第7の2に定める他大学教職大学院開設の授業科目を履修することができる。

(学部の授業科目の履修)

第6条 学生は、鳴門教育大学学校教育学部（以下「学部」という。）において開設する授業科目を履修することができる。ただし、授業科目によっては、履修を許可しない場合がある。

- 2 前項前段の規定により授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、学則第73条第1項に規定する修了要件の単位数には含まない。
- 3 第1項前段の規定により、在学年限内で履修することができる授業科目の単位数は、40単位以内とする。ただし、別に定める特別の事情があるときは、この限りでない。
- 4 前3項に定めるもののほか、学生の学部の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学校教員養成プログラム)

第6条の2 修士課程の学生のうち、教育職員免許状の所要資格を得させるためのプログラム（以下「学校教員養成プログラム」という。）の受講を許可された者は、学部において開設する授業科目のうち、別に定める幼稚園、小学校及び中学校のいずれかの教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。ただし、特別支援教育専攻の学生は、特別支援学校の教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目について、幼稚園教員養成プログラムの学生は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2第1項第3号に規定する厚生労働大臣の定める修業教科目として必要な授業科目についても履修することができる。

- 2 前項の規定により学校教員養成プログラムの受講を許可された者が履修登録することができる単位数の上限は、前条第3項の規定にかかわらず、第1年次においては前期26単位及び後期26単位とし、第2年次及び第3年次においてはそれぞれ前期及び後期を合わせて26単位とする。ただし、休学した期間がある場合は、休学期間分を繰り延べた上で履修登録することができる単位数の上限を適用する。
- 3 前2項に定めるもののほか、教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

4 学校教員養成プログラムの受講を許可された者の本研究科において開設する授業科目の履修については、第2年次からとする。

5 学校教員養成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(遠隔教育プログラム)

第6条の3 修士課程の学生のうち、現職教員等を対象としたインターネットを用いた遠隔教育による大学院プログラム（以下「遠隔教育プログラム」という。）の受講を許可された者に係る開設授業科目、単位数及び履修方法等は、第5条の規定にかかわらず、別表第8のとおりとする。

2 遠隔教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(小学校教員養成長期プログラム)

第6条の4 専門職学位課程の学生のうち、小学校教員養成長期プログラムの受講を許可された者は、学部において開設する授業科目のうち、小学校教諭一種免許状を取得するために必要な授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により小学校教員養成長期プログラムの受講を許可された者の履修登録することができる単位数の上限は、第6条の2第2項の規定を準用する。

3 小学校教員養成長期プログラムの受講を許可された者の本研究科において開設する授業科目の履修については、第2年次からとする。

4 小学校教員養成長期プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(認定プログラム)

第6条の5 本研究科の学生のうち、特定のテーマに関する資質・能力を修得・向上させることを目的とした認定プログラム（以下「認定プログラム」という。）の受講を許可された者は、別に定める授業科目を履修することができる。

2 認定プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教職実践プログラム)

第6条の6 専門職学位課程の学生のうち、特定のテーマに関する資質・能力を修得・向上させることを目的とした教職実践プログラム（以下「教職実践プログラム」という。）の受講を許可された者は、別に定める授業科目を履修することができる。

2 教職実践プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員の免許状)

第7条 学生の所属する専攻・コースにおいて所定の単位数を修得することによって教育職員免許状の授与資格を取得することができる教育職員免許状の種類は、別表第9のとおりとする。ただし、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める当該免許状取得のための所要資格を有していなければならない。

2 所属する専攻・コース以外の教育職員免許状の授与資格を取得しようとする場合は、該当する専攻・コースの教育職員の免許状取得のための所要資格を有し、かつ、指定の授業科目から所定の単位数を修得しなければならない。

(履修登録)

第8条 学生は、当該学年内に履修しようとする授業科目について、所定の方法により履修登録を行わなければならない。

(履修登録上限単位数)

第8条の2 専門職学位課程に所属する学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限は、38単位とする。

(定期試験)

第9条 定期試験は、当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

2 試験は、筆記若しくは口述による試験又は報告書、作品若しくは実技の審査によって行うものとする。

(追試験)

第10条 天災地変、その他特別の事情があるときは、大学院学校教育研究科教務委員会の議を経て、追試験を行うことができる。

(成績評価の基準)

第11条 成績の判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行うものとする。

2 学則第49条に規定する成績評価の基準は、S（100点から90点まで）、A（89点から80点まで）、B（79点から70点まで）、C（69点から60点まで）及びD（59点以下）とする。

3 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。  
(単位の認定)

第12条 単位の認定については、当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

2 学則第84条第3号から第5号の一の規定により除籍された者については、当該期間に履修した授業科目の単位は認定しない。

(不正行為)

第13条 第9条及び第10条に規定する試験の際に学生が不正行為を行った場合には、学校教育研究科長は、教授会の意見を聴いて、当該学生の当該学期に履修した全授業科目に係る成績を不合格とする。

(細則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る教育職員免許状の授与資格、専攻・コース、授業科目の区分及び内容、修了に必要な単位数並びに開設授業科目、単位数及び履修方法等については、なお従前の例による。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る授業科目の区分及び内容、修了に必要な単位数、開設授業科目、単位数及び履修方法等、教育職員の免許状及び成績評価の基準については、改正後の第3条から第5条まで、第7条及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る専攻・コース、開設授業科目、単位数及び履修方法等並びに教育職員の免許状については、改正後の第2条、第5条及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した者に係る専攻・コース、授業科目の区分及び内容、修了に必要な単位数、開設授業科目、単位数及び履修方法等並びに教育職員の免許状については、改正後の第2条から第5条まで及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第4の改正規程中、学校教育専攻学校改善コースの専門科目のうち学校教育リーダー演習Ⅵ（教育政策分析演習）を履修することができる。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る専攻・コース、授業科目の区分及び内容、修了に必要な単位数、開設授業科目、単位数及び履修方法等並びに教育職員の免許状については、改正後の第2条から第5条まで及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、平成20年度入学者を除く第2年次に在学する者に係る開設授業科目、単位数及び履修方法等については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

また、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る学校教員養成プログラムについては、改正後の第6条2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る専攻・コース、授業科目の区分及び内容、修了に必要な単位数、開設授業科目、単位数及び履修方法等については、改正後の第2条、第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学

する者に係る開設授業科目、単位数及び履修方法等については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 鳴門教育大学大学院学校教育研究科学生の学部の授業科目履修に関する細則（平成16年細則第7号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る修了に必要な単位数、開設授業科目、単位数、及び履修方法等については、改正後の第4条及び第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の第2条、第3条、第4条、第5条、第6条の2及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者については、改正後の第5条、第6条の3及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した者については、改正後の第5条、第6条、第10条及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、改正後の第4条の2、第5条、第6条の2、第6条の4、第6条の5及び第6条の6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者については、改正後の第5条、第6条の3及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者については、改正後の第5条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1, 2, 4, 6, 8及び9については、修士課程の履修の手引を参照願います。

(※別表第3, 5及び7は専門職学位課程関係)

## 2 学校教員養成プログラム受講者の学部において開設する教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第52号。）第6条の2第3項の規定に基づき、鳴門教育大学大学院学校教育研究科修士課程の学校教員養成プログラム受講者（以下、「受講者」という。）の鳴門教育大学学校教育学部において開設する教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目（以下「免許科目」という。）の履修に関し必要な事項を定める。

(履修制限)

第2条 履修することができる免許科目は、原則、受講するプログラム種別の免許科目とする。

(主免教育実習)

第3条 受講者の学校教育学部の「主免教育実習」の受講資格は、第2年次の8月20日までに、受講するプログラム種別の教育職員免許状の種類により教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第一（第5条、第5条の2関係）に規定する単位のうち、「教育実習」を除く次の表に定める単位を修得した者（修得見込みの者を含む。）で、「ふれあい実習・附属校園観察実習」の単位を修得しており、かつ、「主免教育実習事前事後指導」を履修中の者とし、学校教育学部教務委員会において受講者を決定するものとする。この場合において、免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項表備考第12号から第16号の規定に基づき、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者については、それぞれの科目の単位数を修得単位として扱うものとする。

免許状の種類	大学において修得することを必要とする最低単位数			教 科 に 関 する 科 目	教 職 に 関 する 科 目	教科又は 教職に関 する科目	合 計
	幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭				
幼稚園教諭	一種免許状	4	23	7	34		
小学校教諭	一種免許状	5	27	7	39		
中学校教諭	一種免許状	13	20	6	39		

備考 「教科又は教職に関する科目」の単位数については、免許法施行規則第6号の2第2項の規定に基づき、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の余剰単位を含むものとする。

2 特別支援教育実習の受講資格は、特別支援教育専攻の学生で、第2年次の8月20日までに、前項の受講資格を満たしている者若しくは、幼稚園、小学校、中学校又は、高等学校教諭の普通免許状を取得している者で免許法別表第一（第5条、第5条の2関係）に規定する単位のうち、特別支援教育に関する科目の中から、12単位以上を修得している者とする。

(実施細目)

第4条 この細目に定めるもののほか、受講者の授業科目履修に関し必要な事項は、大学院学校教育研究科教務委員会又は学校教育学部教務委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年度に主免教育実習を受講する者は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

### 3 鳴門教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第69条第2項の規定に基づき、長期にわたり教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 長期履修学生として申請することができる者は、大学院学校教育研究科の入学者選抜試験に出願し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第52号。以下「履修規程」という。）第6条の2に規定する学校教員養成プログラム受講申請者

(2) 履修規程第6条の3に規定する遠隔教育プログラム受講申請者

(申 請)

第3条 学校教員養成プログラム又は遠隔教育プログラムの長期履修学生を希望する者は、別記様式第1号の長期履修申請書を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

(許 可)

第4条 長期履修学生の申請については教授会の意見を聴いて、学長が許可する。

(センター担任及び研究指導教員)

第5条 学校教員養成プログラムの長期履修学生には、第1年次の間は長期履修学生支援センターの職員をセンター担任として指定し、第2年次からは各専攻・コースの教員を研究指導教員として指定する。

2 遠隔教育プログラムの長期履修学生には、第1年次から各専攻・コースの教員を研究指導教員として指定する。

(長期履修の変更)

第6条 学校教員養成プログラムの長期履修学生が、標準修業年限の変更を希望する場合は、あらかじめセンター担任及びコース長（特別支援教育専攻においては専攻長とする。以下「コース長等」という。）の承認を得て、別記様式第2号の1の長期履修変更願を学長に提出しなければならない。

2 遠隔教育プログラムの長期履修学生が、標準修業年限の変更を希望する場合は、あらかじめ研究指導教員の承認を得て、別記様式第2号の2の長期履修変更願を学長に提出しなければならない。

3 前2項の変更願は、第1年次前期履修登録期間最終日までに行うものとする。

4 標準修業年限への変更の時期は、第1年次前期履修登録期間終了後からとする。

第7条 標準修業年限への変更願については、教授会の意見を聴いて、学長が許可する。

(長期履修の取り消し)

第8条 入学予定者で第4条により長期履修学生として許可された者が、長期履修学生の取り消しを希望する場合は、別記様式第3号の長期履修取消願（以下「取消願」という。）を入学手続きの期間内に学長に提出しなければならない。

2 長期履修学生の取消願については、学長が承認する。

(細 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から実施し、平成17年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から実施し、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から実施し、平成21年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

長 期 履 修 申 請 書

鳴門教育大学長 殿

氏 名

学校教員養成  
遠隔教育 プログラムを受講したいので、長期履修学生制度（修業年限3年）を  
申請します。

平成 年 月 日

長 期 履 修 変 更 願

鳴門教育大学長 殿

所 属  
学籍番号  
氏 名

学校教員養成プログラムの長期履修学生として入学しましたが、下記理由により、2年の標準修業年限への変更を許可願います。

記


センター担任	
コース長等	

備考 規格は、A4とする。

平成 年 月 日

長 期 履 修 変 更 願

鳴門教育大学長 殿

所 属  
学籍番号  
氏 名

遠隔教育プログラムの長期履修学生として入学しましたが、下記理由により、2年の標準修業年限への変更を許可願います。

記


研究指導教員	
--------	--

備考 規格は、A4とする。

平成 年 月 日

長 期 履 修 取 消 願

鳴門教育大学長 殿

所 属

氏 名

長期履修学生として申請しましたが、下記理由により、2年の標準修業年限への入学を許可願います。

記


備考 規格は、A4とする。

## 4 鳴門教育大学大学院学校教育研究科学校教員養成プログラムに関する取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第52号）第6条の2第5項の規定に基づき、大学院学校教育研究科学生に、幼稚園、小学校及び中学校のいずれかの教育職員免許状の授与資格を取得させることを目的としたプログラム（以下「学校教員養成プログラム」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(長期履修学生制度の利用)

第2 学校教員養成プログラムを受講する者（以下「受講者」という。）は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第69条第2項に規定する長期履修学生の制度を利用するものとする。

(申請資格)

第3 学校教員養成プログラムの受講を申請することができる者は、大学院学校教育研究科の入学者選抜試験に出願し、同研究科の専攻・コース（臨床心理士養成コースを除く。）を志願した者とする。

(申請)

第4 学校教員養成プログラムの受講を申請する者は、別記様式第1号の学校教員養成プログラム受講申請書を、指定する期日までに学長に提出しなければならない。

(許可)

第5 学校教員養成プログラムの受講については、第4による申請者で、大学院学校教育研究科の入学者選抜試験に合格した者のうちから、別に定める審査基準により選考し、教授会の意見を聴いて、学長が許可する。

(センター担任及び研究指導教員)

第6 第1年次の間、受講者には、長期履修学生支援センターの職員をセンター担任として指定する。

2 第2年次からは、各専攻・コースの教員を研究指導教員として指定する。

(受講の中止)

第7 受講者は、やむを得ず学校教員養成プログラムの受講を中止することとなった場合は、あらかじめセンター担任及びコース長（特別支援教育専攻においては専攻長とする。）（以下「コース長等」という。）の承認を得て、別記様式第2号の学校教員養成プログラム受講中止願（以下「受講中止願」という。）を学長に提出しなければならない。

2 受講者は、前項の受講中止願を提出した時点で、学校教員養成プログラムを受講できず、又再び学校教員養成プログラムの受講申請はできない。

3 第1項による受講中止願を第1年次の前期履修登録期間最終日までに提出する場合は、併せて長期履修学生規則（平成17年規則第10号）第6条に規定する長期履修変更願を学長に提出しなければならない。

(受講の辞退)

第8 入学予定者で学校教員養成プログラムの受講を許可された者が、受講を辞退する場合は、入学手続きの期間内に、別記様式第3号の学校教員養成プログラム辞退届を学長に提出しなければならない。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施し、平成17年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から実施し、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施し、平成21年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

## 学校教員養成プログラム受講申請書

プログラム名	幼稚園教員 小学校教員 養成プログラム 中学校教員 (希望するいずれかを○で囲んでください。)	受験番号※		
	取得希望教科( ) (中学校教員養成プログラム希望者のみ)			
ふりがな	昭和 平成 年 月 日生		整理番号※	
氏名				
コース(分野)	第一希望	専攻 コース( )		
	第二希望	専攻 コース( )		
取得済み (取得見込) 教員免許状	有	<input type="checkbox"/> 小学校 1種・2種 <input type="checkbox"/> 中学校 1種・2種 (教科 ) <input type="checkbox"/> 高等学校 (教科 ) <input type="checkbox"/> 養護学校 1種・2種 <input type="checkbox"/> 幼稚園 1種・2種	無	

(注) ※印欄は、記入しないこと。

備考 規格は、A4とする。

平成 年 月 日

## 学校教員養成プログラム受講中止願

鳴門教育大学長 殿

所 属  
学籍番号  
氏 名

許可を受け受講していました学校教員養成プログラムを下記の理由により中止したいので、許可くださるようお願いします。

### 記


センター担任	
コース長等	

備考 規格は、A4とする。

平成 年 月 日

## 学校教員養成プログラム辞退届

鳴門教育大学長 殿

氏 名

学校教員養成プログラム受講者として申請していましたが、下記理由により、受講を辞退したいのでお届けいたします。

記


備考 規格は、A4とする。

## 5 鳴門教育大学大学院学校教育研究科学校教員養成プログラム 受講におけるプログラム種別の変更に関する申合せ

鳴門教育大学大学院学校教育研究科において学校教員養成プログラムの受講者がプログラム種別の変更を希望する場合の取扱いについては、次のとおり申し合わせる。

(プログラム種別変更願)

第1 学校教員養成プログラムの受講者が、プログラム種別の変更を希望する場合は、あらかじめセンター担任及びコース長（特別支援教育専攻においては専攻長とする。）（以下「コース長等」という。）の承認を得て、別記様式第1号の学校教員養成プログラム種別変更願（以下「プログラム種別変更願」という。）を学長に提出しなければならない。

(提出期限等)

第2 プログラム種別変更願は、第1年次前期履修登録期間の最終日までに提出するものとし、変更後のプログラム種別は、第1年次前期履修登録期間終了後から開始する。

(許可)

第3 プログラム種別の変更については、大学院学校教育研究科教務委員会の議を経て、学長が許可する。

附 則

この申合せは、平成18年9月12日から施行し、平成18年度入学生から適用する。

附 則

この申合せは、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。

附 則

この申合せは、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

平成 年 月 日

## 学校教員養成プログラム種別変更願

鳴門教育大学長 殿

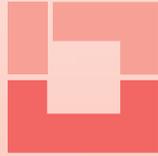
所 属  
学籍番号  
氏 名

許可を受け受講していました\_\_\_\_\_教員養成プログラムを下記の理由により\_\_\_\_\_教員養成プログラムに変更したいので、許可くださるようお願いします。

記


センター担任	
コース長等	

備考 規格は、A4とする。



国立大学法人  
**鳴門教育大学**

〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748番地  
<http://www.naruto-u.ac.jp/>